

小平市公共施設 マネジメント推進計画

2022-2031

(素案)

小平市

【本書の表記等について】

- 本書では、より理解しやすいように次のように記載しています。

年の表記 (例) 2022(R4)年

年号の表記 (例) 昭和：S 平成：H 令和：R

数値の表記 (例) 12,345 →1万2,345

- 端数処理について、次のようにしています。

文章中の合計数値等は、億円、万円などと記載しているため、グラフ等の数値の合計と一致しないことがあります。また、「約」をつけずに表記している場合があります。

図のグラフデータ等の数値は、端数処理により合計と一致しないことがあります。

「%(パーセント)」表記は、端数処理により合計値が「100%」にならない場合があります。

目 次

第 1 章 基本的事項

1-1	目的	1
1-2	基本的認識	2
1-3	本計画の位置づけ	6
1-4	計画期間等	7
1-5	対象施設	8

第 2 章 推進方針

2-1	配置の考え方	9
2-2	延べ床面積の縮減目標	22

第 3 章 第 1 期後半及び第 2 期前半における個別施設の検討

3-1	基本的な検討手順	25
3-2	個別施設の検討	29

第 4 章 公共施設マネジメント推進に関する方策

4-1	実施方策	33
-----	------	----

第 5 章 財政見通し

5-1	財政見通し	35
-----	-------	----

第 6 章 着実な推進に向けて

6-1	推進体制	43
6-2	本計画の進行管理	43

参考資料

参考-1	用語の解説	45
参考-2	小平市公共施設マネジメント基本方針（抜粋）	50
参考-3	「小平市公共施設マネジメント推進計画」に基づく基本計画策定における 事業手法検討ガイドライン	69

第1章 基本的事項

1-1 目的

- ▶ 計画期間中に目標耐用年数が到来する施設の更新等の対応を図る
- ▶ 多くの施設が目標耐用年数を迎える時期に向けた検討を行う

小平市は、2015(H27)年2月に「小平市公共施設白書」(以下「白書」という。)を発行(その後2020(R2)年3月に改定)し、同年12月に「小平市公共施設マネジメント基本方針」(以下「基本方針」という。)を策定しました。白書で示した将来的な大きな3つの課題(「人口減少・少子高齢化」、「財政バランスの悪化」、「施設の老朽化・更新時期の集中」)に対応するため、基本方針では市制施行100周年を迎える2062(R44)年度を見据え、「いつまでもわくわくする場をみんなで創ろう」という基本理念と4つの方針(「魅力あるサービスの実現」、「持続可能な施設総量」、「コストの縮減と平準化」、「長く活用できる施設」)を定めました。

基本方針では、期間を全5期に分けており、第1期後半及び第2期前半にあたる本計画期間は、学校を始めとした多くの施設が目標耐用年数を迎えることもあり、着実に取組を進めていくための期間でもあります。

そのため、本計画は、第1期前半の取組を振り返った上で、計画期間中に目標耐用年数を迎える施設の更新等に向けた対応を図るとともに、基本方針に沿った取組の推進に向けた方策を示すことを目的としています。

【図表1-1-1 基本方針における全5期】



1-2 基本的認識

- ▶ 将来的な3つの大きな課題（①人口減少・少子高齢化、②財政バランスの悪化、③施設の老朽化・更新時期の集中）がある
- ▶ 基本理念を「いつまでもわくわくする場をみんなで創ろう」とし、4つの方針（①魅力あるサービスの実現、②持続可能な施設総量、③コストの縮減と平準化、④長く活用できる施設）を定めている
- ▶ 将来的な人口減少等を踏まえ、2062（R44）年度までに延べ床面積を20%以上縮減する
- ▶ 小平市第四次長期総合計画基本構想が示す方向性に基づき、公共施設マネジメントの取組を推進する
- ▶ 新型コロナウイルス感染症への対策として、「新しい生活様式」に配慮した対策を行う

(1) 現状と課題 ～小平市公共施設白書 令和元年度改定版～

白書では、小平市の現状を分析し、将来的な3つの大きな課題を示しています。

①人口減少・少子高齢化

小平市の将来人口は、小平市人口推計報告書補足版（2019（R1）年8月）では、2025（R7）年をピークに減少に転じると推計しており、年少人口（0-14歳）、生産年齢人口（15-64歳）、老年人口（65歳以上）の年齢3区分の関係では、年少人口と生産年齢人口は減少を続け、老年人口は2050（R32）年まで増加傾向が続くことが想定されています。

②財政バランスの悪化

歳出では、老年人口の増加に伴い、医療、介護などに係る社会保障関係費が大きく増加する可能性があります。一方、歳入では、生産年齢人口の減少に伴い、個人市民税が大きく減少する可能性があります。

③施設の老朽化・更新時期の集中

小平市の公共施設は、急激に人口が増加した1960年代から1970年代にかけて集中して整備し、1980年代以降も、市役所（市庁舎）や市民文化会館（ルネこだいら）など大規模な施設を建設しました。2018（H30）年現在で公共施設の数は188施設、総延べ床面積では31万㎡となっています。

これらの施設において、目標耐用年数に対する経過年数の割合を示す老朽化率は、2018（H30）年現在、50%以上が全体の約59.2%を占めており、20年後には老朽化率が80%以上の公共施設の割合が82%を超え、多くの建物が更新時期を迎えます。

(2) 大きな方向性 ～小平市公共施設マネジメント基本方針～

基本方針は、将来の大きな3つの課題を踏まえ、時代の変化に対応した公共サービスを提供し、最小の経費で最大の効果を発揮するため、将来を見据えた長期的な視点に立ち、公共施設の今後の大きな方向性を示しています。また、市制施行100周年の2062(R44)年度に向けた「次なる豊かさ」を実現するために、基本理念「いつまでもわくわくする場をみんなで創ろう」を掲げ、この基本理念に基づき次の4つの方針を定めています。

①魅力あるサービスの実現（サービスの最適化）

時代やニーズの変化を的確にとらえ、新たな価値を創造し、満足度の高い魅力あるサービスの実現を目指します。

公共施設のあり方を検討する際には、建築物等とそこで提供しているサービスを区分して考える必要があります。「建築物等ありき」の考え方ではなく、「サービス」に着目することで、検討の幅を広げ、将来にわたり様々なニーズに対応したサービスを展開できるようにする必要があります。

また、公共施設におけるニーズは、人口が減少し、少子高齢化が進む局面においては、減少、変化することが想定されます。

そのため、様々なサービスを複合的に実施することや、民間事業者等を含めた最適なサービスの提供主体などにより、ニーズの変化を的確にとらえ、新たな価値を創造し、いつの時代においても満足度の高い魅力あるサービスの実現を目指します。

②持続可能な施設総量（量の最適化）

公共施設の延べ床面積を縮減するなどの効果的な対応により、行政需要や財政規模に見合った将来世代まで持続可能な施設総量や配置の適正化を図ります。

人口減少や財政バランスが悪化する中、将来にわたり公共サービスを継続していくためには、今後の行政需要を踏まえながら、財政規模に見合った施設総量とする必要があります。

魅力あるサービスを実現していくためには、1施設1機能の公共建築物等を整備するという手法にこだわらず、サービス面も含めた適正化に着目し、施設の有効活用や機能の統廃合などを検討するとともに、延べ床面積を縮減するなど、選択と集中により公共施設の規模、施設数を見直し、市全体として将来世代まで持続可能な施設総量としていきます。

また、施設の配置について、広域対応施設は近隣自治体との広域連携を含めた検討を行うとともに、地域対応施設は将来のまちづくりや、学校・駅などを中心としたゾーニングなどを考慮しながら検討を行います。

③コストの縮減と平準化（コストの最適化）

将来世代の大きな財政負担としないように、公共施設の整備や維持管理等のすべてのコストの縮減、平準化を図ります。

公共施設やその用地は、自治体経営における重要な資源です。公共施設に係るコストは、建設費のみではなく、維持管理費や修繕、解体費なども必要となり、ライフサイクルコストは多額となります。また、直接支出を伴わないため、年度ごとの単式の会計処理では見えてこない減価償却費などの費用もかかっています。公共施設は、現世代のみならず、子や孫といった将来世代も利用できる一方、財政的な負担も将来に引き継がれることとなります。

財政バランスの悪化が課題となる中、すべての公共施設を同規模で更新することは困難な状況であり、公共施設をすべて維持した場合には、安全に利用するための修繕費用などを捻出できない可能性もあります。

そのため、将来世代が公共施設に関する大きな財政負担を負うことのないよう、これまでの整備や管理運営の手法にとらわれず、民間ノウハウや資金の活用、市民との協働など公民連携等の新たな手法の導入などにより、公共施設に係るすべてのコストの縮減を積極的に行います。

また、学校を中心に更新時期が集中していることから、建替え時期を調査・変更するなど、様々な手法により計画的に更新し、一時に多くの財政負担とならないようにコストの平準化を図ります。

④長く活用できる施設（性能の最適化）

可変的な施設づくりや適切な保全を実施し、安全・安心な施設を維持することにより、保有する施設を長期的に活用するとともに、防災、環境、福祉などの対応を図ります。

施設総量の適正化やライフサイクルコストの縮減などを進める一方で、保有する施設を安全・安心で長期的に活用する必要があります。

そのため、常日頃から適切な維持管理を行うとともに、将来の修繕、更新の時期を考慮した計画的な施設保全を推進し、施設によっては長寿命化を図りながら、安全で安心な施設を維持していきます。そして、建築物の目標耐用年数は数十年と長期に及ぶため、時代によって変化していくニーズに応じ、機能の変更ができるスケルトンインフィルなどの可変的な施設づくりを検討していきます。

また、学校などの公共施設は、災害発生時に地域の避難所等として重要な役割を担うこととなります。災害時に市民の安全・安心を確保するため、避難所等となる公共施設では災害時に必要な機能なども含めて検討していきます。

さらに、施設の改修や更新の機会などにあわせて、社会的な課題である省エネルギー対策や太陽光発電設備の設置などの環境に配慮した施設、高齢者の増加等に伴うバリアフリー化やだれでも利用できるユニバーサルデザインに配慮した整備を進めます。

4つの方針に基づき公共施設マネジメントを着実に進めていくことに加え、基本方針では、将来的な人口減少等を踏まえ、持続可能な施設総量の目安として、2062(R44)年度までに施設の延べ床面積を20%以上縮減することとしています。

(3) 小平市がめざす将来像との関係 ～小平市第四次長期総合計画～

上位計画となる小平市第四次長期総合計画は、「つながり、共に創るまち こだいら」をめざす将来像とし、2021(R3)年3月に策定されました。小平市第四次長期総合計画基本構想では、行政を経営するという新たな視点に立ち、将来にわたって持続可能な自治体を築くための方向性を示す自治体経営方針を位置付けています。公共施設マネジメントは、この自治体経営方針に沿った取組となります。

(4) 環境の変化への対応

①新型コロナウイルス

2019(R1)年に発生した新型コロナウイルス(COVID-19)感染症は、公共施設の臨時休館や利用の制限等の影響を及ぼしました。

公共施設マネジメントの推進にあたっては、厚生労働省の示す「新しい生活様式」に配慮した以下の方策を検討します。

- (ア) 「3密」(密集・密接・密閉)対策として、より広い施設を作るということは想定せず、定員管理や換気・消毒の徹底等のソフト面での対策を基本とします。
- (イ) 新たに整備する公共施設には、厚生労働省の示す「換気の悪い密閉空間」を改善するための換気の方法」に準拠した換気設備を備えます。また、センサー付スイッチ等の接触を避けるための設備の設置を検討します。
- (ウ) 事業や活動方法の変化に応じて、リモートによる実施のためのICT機器等の整備について検討します。
- (エ) リモートによるコミュニケーションの定着の程度により、施設利用に対する需要の変化があれば、必要な公共施設の規模への影響を考慮し、さらなる延べ床面積の縮減を検討します。

②自治体デジタル・トランスフォーメーション(DX)推進

施設の更新等にあたっては、小平市デジタル・トランスフォーメーション(DX)推進方針に基づき、市におけるDXの推進に柔軟に対応できるよう以下の検討をします。

- (ア) スマート自治体への転換を促進するため、ICT技術導入が容易となるような建物整備の検討をします。
- (イ) リモートワークやモバイルワークにも対応できるよう、フリーアドレスレイアウトの採用などの検討をします。

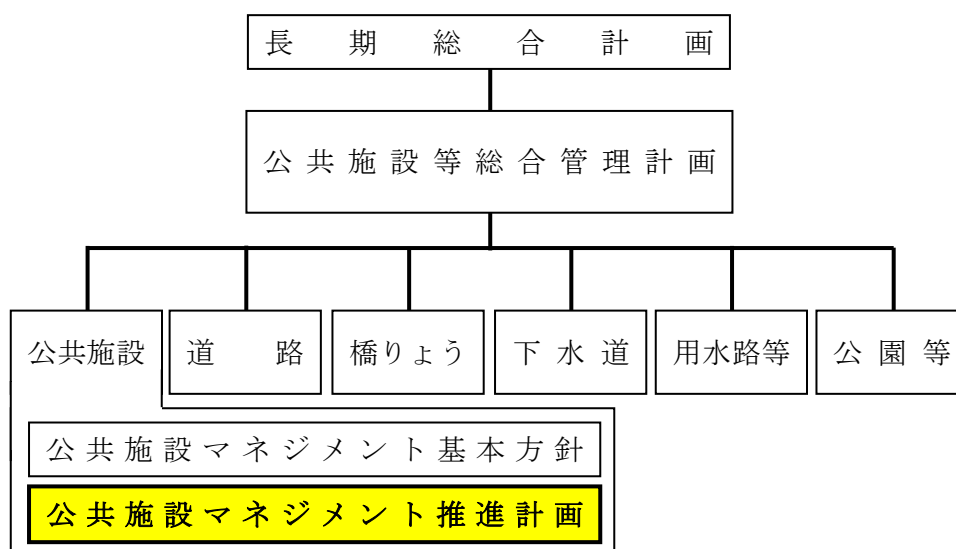
1-3 本計画の位置づけ

- ▶小平市公共施設等総合管理計画における公共施設部門の計画
- ▶小平市公共施設マネジメント基本方針に沿った内容

本計画は、市の長期総合計画の個別計画として位置付けるものであり、「小平市公共施設等総合管理計画」（2017(H29)年3月、以下「総合管理計画」という。）に基づく個別施設計画として位置付けます。

また、本計画は基本方針に基づく計画であり、公共施設の建設、建替、維持、管理、運営の実施並びにそれに関する企画や意思決定、その他公共施設に関する各政策分野における個別計画等は、本計画と整合性を図り実施します。

【図表1-3-1 計画体系】



1-4 計画期間等

- 2022 (R4) 年度から2031 (R13) 年度までの10年間
- 基本方針の対象期間を全5期に分けた第1期後半及び第2期前半
- 5年ごとのローリング方式で計画を見直す

本計画の期間は、2022 (R4) 年度から2031 (R13) 年度までの10年間とします。これは、基本方針の2062 (R44) 年度までの期間を全5期に分けた第1期後半及び第2期前半となります。公共施設の目標耐用年数は長期にわたるため、計画期間以降の長期的な視点が必要となります。

【図表1-4-1 各計画の計画期間】

	2015 H27	2020 R2	2025 R7	2030 R12	2035 R17	2040 R22	…	2051 R33	…	2062 R44
第四次長期総合計画 基本構想			2021 (R3) - 2032 (R14)							
公共施設等 総合管理計画			2022 (R4) - 2031 (R13)							
公共施設マネジメント 基本方針	2016 (H28) -2062 (R44)									
公共施設マネジメント 推進計画			2022 (R4) - 2031 (R13)							

また、本計画の中間である5年を目途に、取組状況に基づいた情報の整理や、最新の人口推計等を踏まえ、ローリング方式により計画を見直していきます。

【図表1-4-2 本計画のローリング】

第1期		第2期		第3期		第4期		第5期
2017- 2021 (H29-R3)	2022- 2026 (R4-R8)	2027- 2031 (R9-R13)	2032- 2036 (R14-R18)	2037- 2041 (R19-R23)	2042- 2046 (R24-R28)	2047- 2051 (R29-R33)	2051- 2056 (R34-R38)	2057- 2062 (R39-R44)
前計画								
	本計画							
		次期計画						

1-5 対象施設

- ▶ 延べ床面積50㎡以上の公共施設
- ▶ 第1期後半及び第2期前半の計画期間中に目標耐用年数を迎える施設

本計画では、次表のとおり、建築物等の延べ床面積が50㎡以上の、市民が利用する施設や行政サービスを提供する市庁舎等の公共施設を対象としており、影響が小さい小規模な施設は除いています。

公共施設の配置は、小平市内の広い区域を対象とした利用を前提とする「広域対応施設」と市内の一定の地域を中心とした利用を前提とする「地域対応施設」に分類しています。

また、本計画期間中に目標耐用年数を迎える施設については、第3章で記載します。

【図表1-5-1 対象施設】

区 分	分 類	数 値	具体的な施設名 (数値はサービス数)	広域/ 地域
行政系施設	庁舎等	4	市庁舎、健康福祉事務センター等	広域
	消防施設	11	消防団分団詰所、防災倉庫	広域
	その他行政系施設	1	建設事業所	広域
供給処理施設	供給処理施設	2	リサイクルセンター、リプレこだいら	広域
市民文化・社会 教育系施設	地域コミュニティ 施設	36	地域センター、公民館、集会室 元気村おがわ東等	地域 広域
	文化施設	1	市民文化会館（ルネこだいら）	広域
	図書館	11	図書館	地域
	博物館等	4	小平ふるさと村、平櫛田中彫刻美術館 等	広域
スポーツ・レク リエーション系 施設	スポーツ施設	18	総合体育館、テニスコート、グラウンド、 プール等	広域
	レクリエーション 施設・観光施設	1	きつねっばら公園子どもキャンプ場	広域
学校教育系施設	学校	27	小学校、中学校	地域
	その他教育施設	3	学校給食センター、教育相談室等	広域
子育て支援施設	幼児教育・保育施設	9	保育園	地域
	幼児・児童施設	39	児童館、学童クラブ 子ども家庭支援センター等	地域 広域
保健・福祉施設	高齢者福祉施設	4	高齢者館、高齢者交流室等	広域
	障害者福祉施設	2	障害者福祉センター、あおぞら福祉 センター	広域
	保健施設	1	健康センター	広域
	その他社会福祉施設	1	福祉会館	広域
その他	その他	29	自転車駐車場	地域
			被災者一時生活センター等	広域

※「広域/地域」は、広域対応施設または地域対応施設を示しています。

第2章 推進方針

2-1 配置の考え方

- ▶ 広域対応施設は、それぞれの施設において、広域連携、複合化、民間施設の活用等を進める
- ▶ 地域対応施設は、拠点化を図り、小学校を中心とした複合化を進める
- ▶ 推進にあたっては、課題もあり、今後検討が必要である

基本方針では、「量の豊かさからサービスの豊かさへシフト」、「魅力あるサービスを実現しながらも、人口減少・少子高齢化や財政を考慮した取組が重要」、「施設総量は少なくとも満足度の高い魅力あるサービスを目指していく」としています。

「施設総量を縮減」するためには、施設の統合や廃止などが必要となります。

これからの公共施設については、新規整備は基本的に行わず、既存施設の更新は原則複合施設とすることで、2062(R44)年度までに施設の延べ床面積を20%以上縮減していきます。

そのうえで、「満足度の高い魅力あるサービス」を実現するために、現在ある機能をできるだけ維持しながら新たな価値を生み出すことが必要です。そのため、以下の考え方に基づいて進めていきます。

- ・多世代の多様な活動が重なり合い、新たな価値を生み出すよう、複合施設としての配置を検討する
 - ・更新後の施設への愛着・誇りを持ってもらえるよう、初期の検討段階から市民参加を進める
 - ・より利便性を向上させるため、ユニバーサルデザインや新たな設備について検討する
- 延べ床面積は縮減しても充実した公共施設とするためには、今後の人口減少時代を見据え、現在の施設配置（これまでの施設整備）の状況を踏まえながらも、新たな考え方のもとで推進する必要があります。

(1) 広域対応施設

広域対応施設は、施設ごとに市内全域をカバーする配置となっており、市外利用者を含め、広域的な利用がされている施設がほとんどです。

特徴的な機能を持つ施設が多く、他の機能との融合などにより、新たな付加価値を創出することができる可能性があります。

そのため、広域対応施設については、それぞれの施設において、近隣自治体との相互利用などの広域連携、他機能との複合化、民間施設の活用等を進めていきます。

(2) 地域対応施設

地域対応施設は、市内の一定の地域を中心とした利用を前提とした施設です。

今後、高齢化により地域にいる市民が多くなることが想定され、災害時を含めた地域

コミュニティの重要性が高まっています。

一方で、できるだけ機能を維持し、施設総量を縮減（複合化等）するためには、施設の拠点化が必要であり、一定程度の敷地面積が必要となります。

学校は、施設ごとの敷地面積が大きく、かつ市内全域をカバーする配置となっており、防災上の拠点となっており、市民の認知度も高いという特徴があります。

中でも、小学校は、コミュニティ・スクール、青少年対策地区委員会、自治会における活用など、小平市ではすでに地域コミュニティの拠点となっています。

また、小学校は、小学校1年生が歩いて通うことができる距離に配置されているため、高齢者でも歩いて行きやすい距離にあります。

学校以外の地域対応施設では、地域センターや公民館を中心に、集会室機能が192部屋あるものの、利用率が高くない施設もあります。

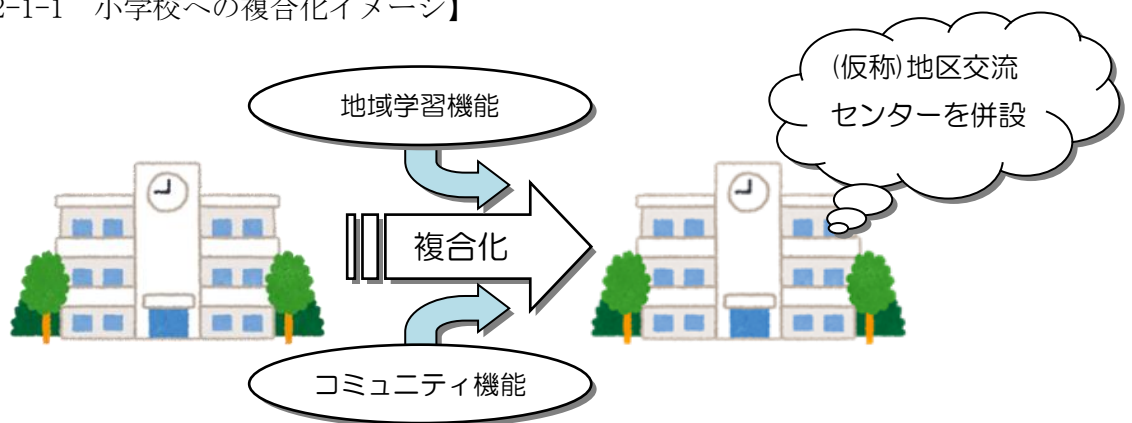
そのため、地域対応施設については、小平市自治基本条例が目指す市民自治のまちづくりを見据え、第1期小平市経営方針推進プログラム(2021(R3)年6月)で掲げる「地域コミュニティ施設の方向性」を踏まえ、小学校の更新時期を捉え地域コミュニティの拠点となる施設（(仮称)地区交流センター）を小学校に複合化（併設）します。地域学習、コミュニティ機能を学校と複合化することにより、小学校を地域の核とした地域コミュニティの醸成を図ります。

また、図書館については、「図書館のあり方」を踏まえた配置や機能等について検討します。

さらに、拠点化に伴い、より狭いエリアにおける場が必要となる場合には、民間施設の活用や市民による自主的な確保も必要となってきます。

なお、地域対応施設の中でも、駅を中心とした整備を行う自転車駐車場など、小学校を中心とした複合化を図らない施設もあります。

【図表2-1-1 小学校への複合化イメージ】



他自治体等の公共施設マネジメント取組事例 ①

吉川市立^{みなみ}美南小学校（埼玉県吉川市）

美南小学校は、公民館、高齢者ふれあい広場、子育て支援センター、学童保育室が併設されている複合施設である。美南小学校が立地する美南地区は新興住宅地であるが、既存の公共施設がないため、より広範囲の地域のニーズを踏まえ、小学校を中心に、乳幼児から高齢者まで、様々な年代が利用する施設を複合した施設として整備している。小学校内の施設については、特別教室や体育館を地域開放することを前提として整備している。



複合化することにより、小学校や各公共施設の活動の様子が目に入るような施設となっており、公民館と小学校の中庭では、児童と地域の利用者との交流も見られる。

防犯対策としては、児童と地域の利用者の出入口を別とし、児童が使用する校門は登下校時以外は閉鎖し、地域の利用者の出入口では担当職員が受付を行っている。また、学校教育の活動時間外に地域利用者等が小学校の普通教室等へ入らないように、階段室の扉を閉鎖している。

〈資料 学習環境の向上に資する学校施設の複合化の在り方について 平成27年11月学校施設の在り方に関する調査研究協力者会議（文部科学省）〉

他自治体等の公共施設マネジメント取組事例 ②

北区立なでしこ小学校（東京都北区）

なでしこ小学校は、「北区公共施設再配置方針」を踏まえ、周辺にあるコミュニティ活動の拠点である地域振興室とふれあい館との複合施設とし、公共施設の総量を抑制しながら、公共サービスの水準の維持や教育環境の向上を図っている。



学校、家庭、地域が連携し、本施設が地域を見守り、また地域から見守られる存在として、地域のよりどころとなる「みんなの家」を創ることを目指した。

〈資料 なでしこ小学校建物概要（北区）、北区立なでしこ小学校等複合施設新築基本構想・基本計画（北区）〉

(3) 小・中学校の統合・配置

将来的な人口減少、少子高齢化時代を迎える中で、公共施設の延べ床面積の6割を占める小・中学校は、今後、公共施設マネジメントを推進するにあたり大きな位置づけとなります。また、近い将来、人口減少、少子化時代を迎えることが予測されていますが、未来を支える子どもたちが学ぶ学校施設や教育環境を整備することは重要な使命です。

そこで、基本方針の対象期間である2062(R44)年度の時点で、どのような学校配置が考えられるか、また、どのようにその姿に近づけていくかについて、学校の統合・配置の考え方をまとめました。

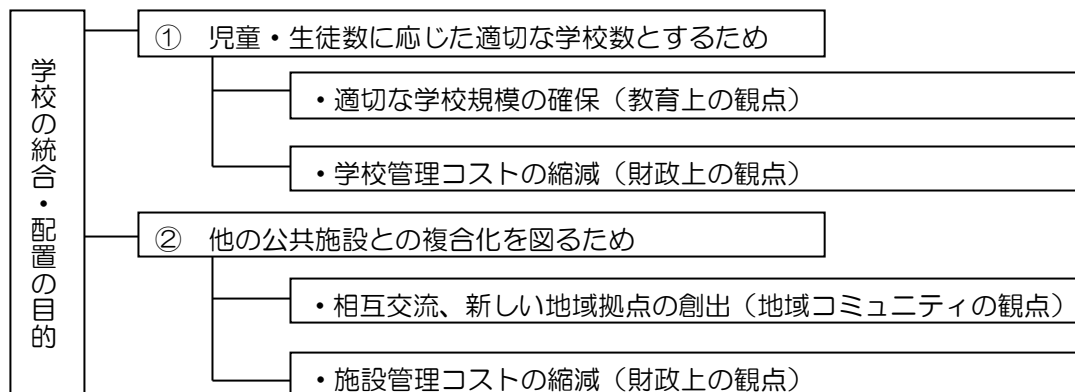
なお、この考え方は現時点での将来構想を示すものであり、今後、社会経済情勢や地方制度の仕組み、学校制度、人口動態など、予測不能な大きな変化があるときはその時々で見直していきます。

①学校の将来的な配置イメージ

現在の小・中学校の通学区域は、複雑に交差している部分もありますが、将来的には小・中学校の統合と合わせて、中学校1校に対して小学校2校となるように構想します。

学齢人口の動向、施設に対するニーズの変化、財政状況等を勘案し、建物の目標耐用年数前に更新すること（前倒し）や長寿命化（先延べ）を行うことにより時期を調整しながら、順次施設更新を行っていくことを想定します。

【図表2-1-2 学校の統合・配置の考え方】



②将来人口推計に基づく統合の時期（シミュレーション）

2015(H27)年から2065(R47)年までの市立小・中学校の在籍児童・生徒数の推計を小平市人口推計補足版(2019(R1)年2月)から試算すると、次ページの表のとおりとなります。

実数である2015(H27)年を基準として小学校の児童数が減少する程度に応じて小学校を統合し減少させていくとすれば、小学校は2040(R22)年頃までに18校、2045(R27)年頃までに16校、2050(R32)年頃までに15校、2062(R44)年頃までに14校とすることが想定されます。

同様に中学校の生徒数が減少する程度に応じて中学校を統合し減少させていくとすれば、中学校は2050(R32)年頃までに7校とすることが想定されます。

児童・生徒数の減少は、地域間の違いが見込まれるものの、この想定は市域全体の減少数をマクロ的に捉えたものであり、実際には児童・生徒数が、地域的に極端に減少することは考えにくいため、統合が行われた直後には、一定の大規模校が発生することが考えられます。

【図表2-1-3 児童・生徒数の将来推計に基づく学校統合の時期の想定】

	小学校				中学校			
	推計 児童数	2015年比 (%)	推計校数		推計 生徒数	2015年比 (%)	推計校数	
2015	9,023	100.0%	19校	100.0%	3,997	100.0%	8校	100.0%
2020	9,881	109.5%			4,127	103.3%		
2025	10,401	115.3%			4,515	113.0%		
2030	9,993	110.8%			4,634	115.9%		
2035	9,066	100.5%			4,377	109.5%		
2040	8,123	90.0%	① 18校	94.7%	3,919	98.0%		
2045	7,433	82.4%	②③ 16校	84.2%	3,518	88.0%		
2050	7,061	78.3%	④ 15校	78.9%	3,242	81.1%	① 7校	87.5%
2055	6,892	76.4%			3,119	78.0%		
2060	6,734	74.6%			3,052	76.4%		
2062	—	72.5%	⑤ 14校	73.7%	—	—		
2065	6,265	69.4%			3,043	76.1%		

児童・生徒数の減少する程度に応じて校数を減少させていくことを想定

③統合・配置の考え方

今後学校の更新等の適否の判断を行うにあたり、将来的な統合の可能性の有無（学校の統合及び配置の考え方）が判断に影響します。

配置の考え方として、統合を検討するブロックを仮定し、将来的にはそのブロックの中で学校の統合化を検討します。（推進計画第5期の終期である2062(R44)年度までの期間を想定）

現在、市内中学校は四中と上水中が近接しているほかは、概ねバランス良く市内に配置されており、市内のどこに住まいがあっても生徒の登校に大きな支障がない距離に設置されています。そこで、まずは中学校区を設定し、そのエリア内に2つの小学校を配置することを基本としていきます。

なお、小平市は市内に新たな学校敷地面積を満たす規模の土地が非常に少ないことから、現在地における更新を前提とし、新たな用地における学校の配置は基本的には考慮しないものとします。また、義務教育学校の設置についても将来的な研究課題とします。

学校が教育施設としての機能を発揮するとともに、公共施設マネジメントを推進する観点から、以下のような状況を確保することが求められます。

ア 教育的要素

(ア) 小・中連携教育…現在の小・中学校の連携関係に着目し、将来的にこの枠組みを大きく崩さずに小学校14校、中学校7校としていくことを想定します。コミュニティ・スクールや小・中連携教育の推進等により、小学校と中学校の連携が推進されていることに配慮し、統合により影響を受けるであろう地域と学校の結びつきに配慮します。

(イ) 児童・生徒数の適正規模…全学年単学級とならない場合も、統合の対象とする場合があることを想定します。統合する場合は(ウ)のとおり通学区域の見直しを併用し、小学校では現段階では18学級程度を適正規模とし、24学級程度を最大の目安と想定します。地域の児童・生徒数の推計にも配慮しつつ、学校間で極端に児童・生徒数に差が出ないように学校規模を見通していきます。

(ウ) 通学区域…今後の検討事項ですが、小学校は基本的に概ね片道30分以内で通学できる範囲に存在することを想定します。配置の検討にあたっては、通学区域の再編を進めます。建替えや統合の機会等を捉えながら、段階的に中学校区と小学校区がなるべく重なるように双方の通学区域を調整していきます。その場合、地域コミュニティとの連携に配慮しつつ、町境と学区境の重なり、あるいは鉄道敷等により人の流れが分断される(遠回りをしなければならない)こと、都市計画道路等も調整要素として重視していきます。

学校の統合では、単純に2校を1校に統合するだけでは済まないケースが出てくることが想定されます(統合先が複数にまたがるケースが想定されます)。統合のタイミングと統合先の学校の建替えの時期の検討を改めて行い、必要に応じて長寿命化や統合の前倒しを行う必要があります。

【図表2-1-4 現在の小・中学校の連携関係】

学校区	出身校	小・中連携校
一中	二小、十四小、学園東小	十四小、学園東小
二中	六小、十三小、十五小	六小、十三小
三中	二小、三小、五小、八小、九小、鈴木小	二小、九小、鈴木小
四中	四小、十小、十五小	四小、十小、十五小
五中	一小、十二小、上宿小	一小、十二小、上宿小
六中	七小、十一小	七小、十一小
上水中	三小、九小、十小、鈴木小	三小
花小金井南中	三小、五小、八小、花小金井小	五小、八小、花小金井小

イ 地理的要素

他校との距離が互いに近い学校は、将来的に統合の可能性を検討する対象と想定します。他校との距離が近接している学校は、以下のとおりです。（（ ）内は概ねの直線距離）

- 上宿小（200m）十二小
- 一小（300m）十五小
- 四小（300m）十小
- 学園東小（600m）二小（300m）九小
┌──────────(700m)──────────┐
- 九小（700m）八小（300m）鈴木小（600m）三小
┌──────────(600m)──────────┐
- 五小（700m）花小金井小
- 四中（400m）上水中

ウ 物理的要素

劣化診断の結果に基づく校舎等の老朽化の程度、校地の広さ、土地利用の自由度、学校隣接地の未利用・低利用地の有無、当該地へのアクセス性など、個々の状況により、拠点化校の候補となるかどうかを判断します。

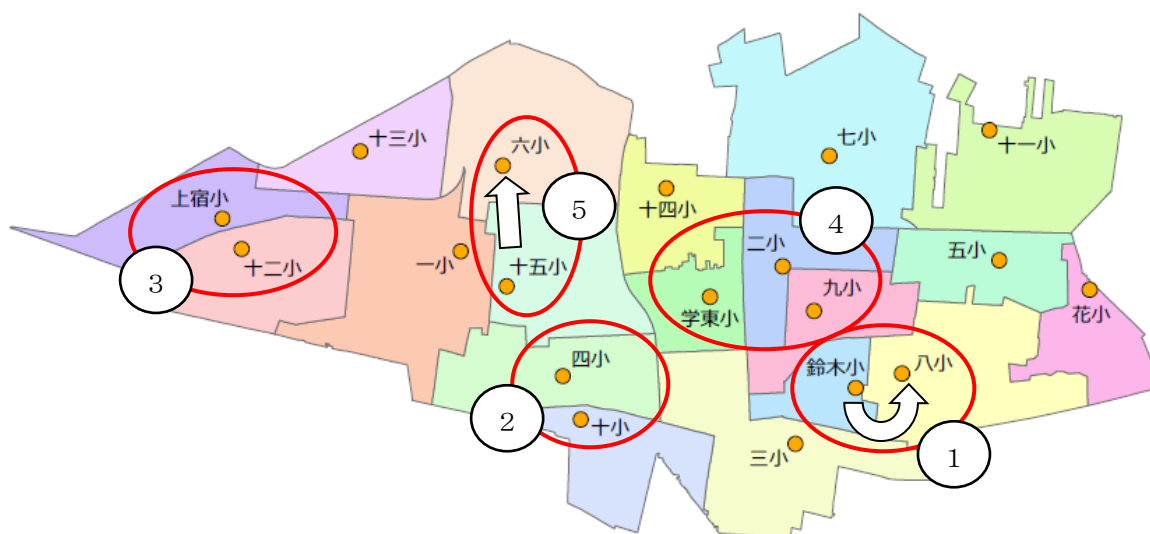
エ 人口要素

どの学校を統合していくか、また、地域対応施設をどのように複合化していくかについては、現時点の人口推計等を基礎として、さらに地域別の人口推計により詳細に検討する必要があります。

④統合ブロック案

上記の考え方に基づいて検討した、統合を検討するブロック案は以下のとおりですが、人口の推移等を勘案し、本計画のローリングに合わせて改めて見直していきます。

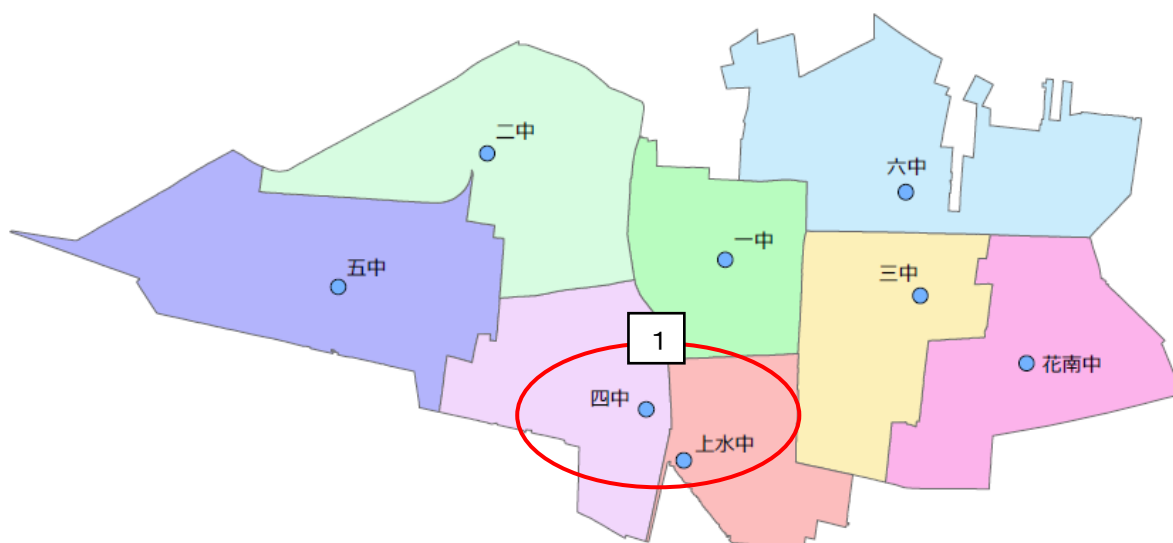
【図表2-1-5 小学校の統合ブロック案】



※学校の統廃合に伴い、通学区域の変更を行う場合があります。

	統合ブロック	学校候補地	想定時期	備考
1	小平第八小学校 鈴木小学校	小平第八小学校	2040年度 (第3期)	鈴木小は、鈴木遺跡包蔵地であり、令和3年3月に国史跡指定されたため、再建築は不可能である。また、市内で唯一の土砂災害警戒区域に指定されている。
2	小平第四小学校 小平第十小学校	要検討	2045年度 (第3期)	非常に近接している。
3	小平第十二小学校 上宿小学校	要検討	2045年度 (第3期)	非常に近接している。
4	小平第二小学校 小平第九小学校 学園東小学校	要検討	2050年度 (第4期)	3校を2校とする。 二小の校地の一部は都市計画道路3・3・3号線の用地となっており、将来的に校地面積が縮小する可能性が高い。
5	小平第六小学校 小平第十五小学校	小平第六小学校	2062年度 (第5期)	十五小は中学校の通学区域に合わせると二中と四中の境界線上となる。

【図表2-1-6 中学校の統合ブロック案】



※学校の統廃合に伴い、通学区域の変更を行う場合があります。

	統合ブロック	学校候補地	想定時期	備考
1	小平第四中学校 上水中学校	要検討	2050年度 (第4期)	市内で唯一近接している。 四中の校地の一部は都市計画道路 3・1・2号線の用地となっており、将 来的に校地面積が縮小する可能性が 高い。

(4) 保育園

前計画において、保育園は将来的な少子化傾向を考慮し、4園を縮減する目標を設定したことを踏まえ、2019(R1)年9月に策定した「公立保育園の運営のあり方に関する方針<改定版>」に基づき、「公立保育園の役割の充実」及び「公立保育園の運営方法の見直し」を基本的な考え方とし、公立保育園のうち、地域の保育施設の支援・連携、食育の充実や人材育成などにおいて、中核的な役割を担う基幹園を設定し、地域全体の保育の質の向上を図ります。また、就学前児童数の減少、公立保育園の老朽化や市内保育施設の安定した事業運営のため、仲町保育園及び津田保育園の私立保育園への移行を決定し、引き続き公立保育園の私立保育園への移行を進めていきます。

花小金井保育園は、2020(R2)年度に小平第十一小学校の建替えの検討に合わせて更新等について検討し、市東南地域への待機児童対策、施設の老朽化、財源確保、将来にわたる安定した保育行政を目指す観点から、民間移行することとしました。

【図表2-1-7 公立保育園の更新等検討スケジュール】

年 度	小川西 保育園	津田 保育園	大沼 保育園	仲町 保育園	小川 保育園	喜平 保育園	花小金井 保育園
令和元年							
令和2年							
令和3年				ガイドライン作成			ガイドライン作成
令和4年	基幹園移行	ガイドライン作成	基幹園移行	事業者公募・選定	更新等 検討		事業者公募・選定
令和5年		事業者公募・選定		移行園建設		移行園建設	
令和6年		移行園建設		移行園開設		移行園開設	
令和7年		移行園開設		在籍3～5歳児移転		更新等 検討	在籍3～5歳児移転
令和8年		在籍3～5歳児移転					
令和9年							
令和10年							

「公立保育園の運営のあり方に関する方針<改定版>」41頁の図表を加工

(5) その他

①第1期小平市経営方針推進プログラムとの連携

第1期小平市経営方針推進プログラム(2021(R3)年6月)においては、自治体経営方針における方向性の一つである、「地域資源によるサービスの実現」を具体化するための取組内容を示しています。今後検討し、本計画のローリングなどに合わせて示していきます。

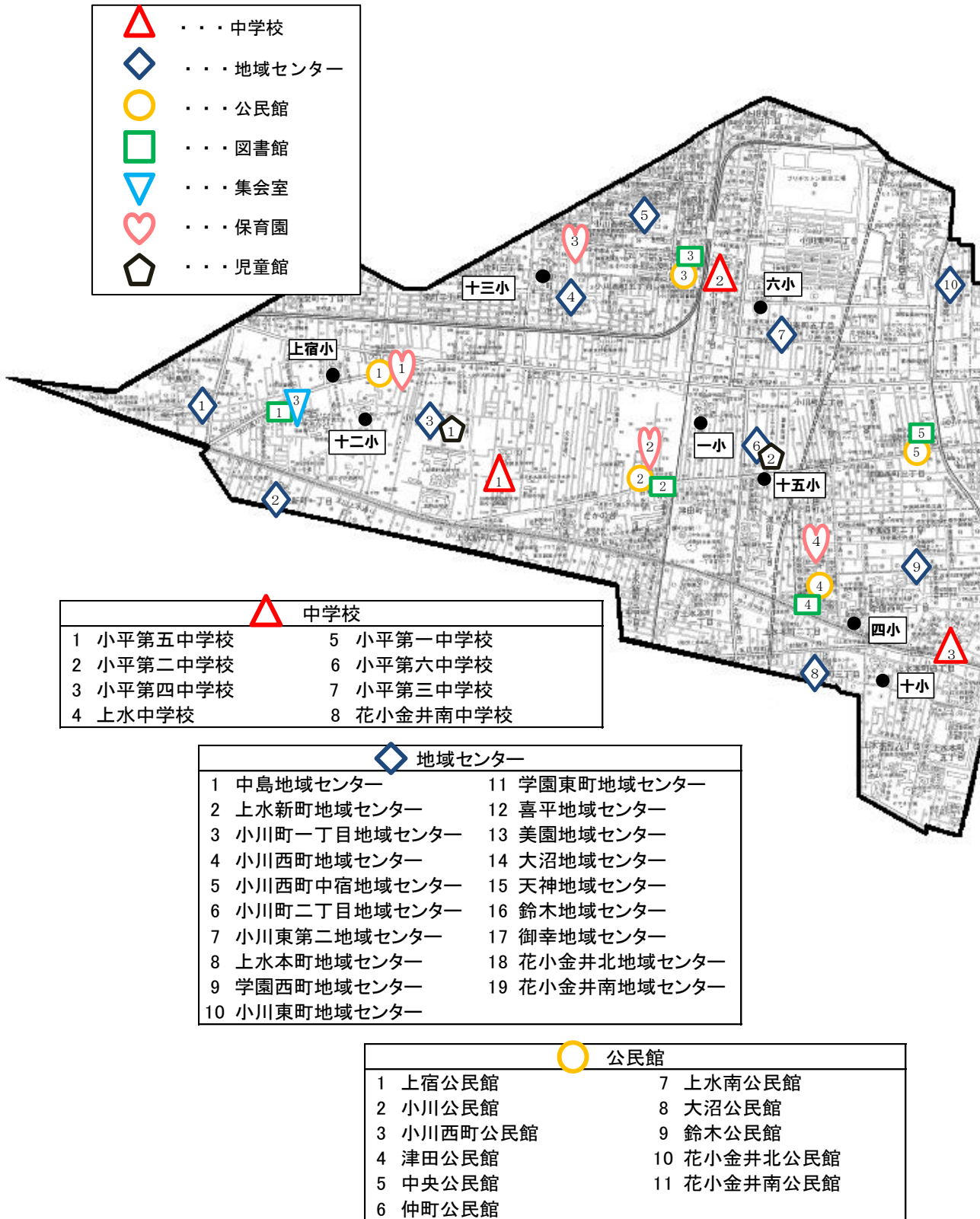
【図表2-1-8 第1期小平市経営方針推進プログラム(抜粋)】

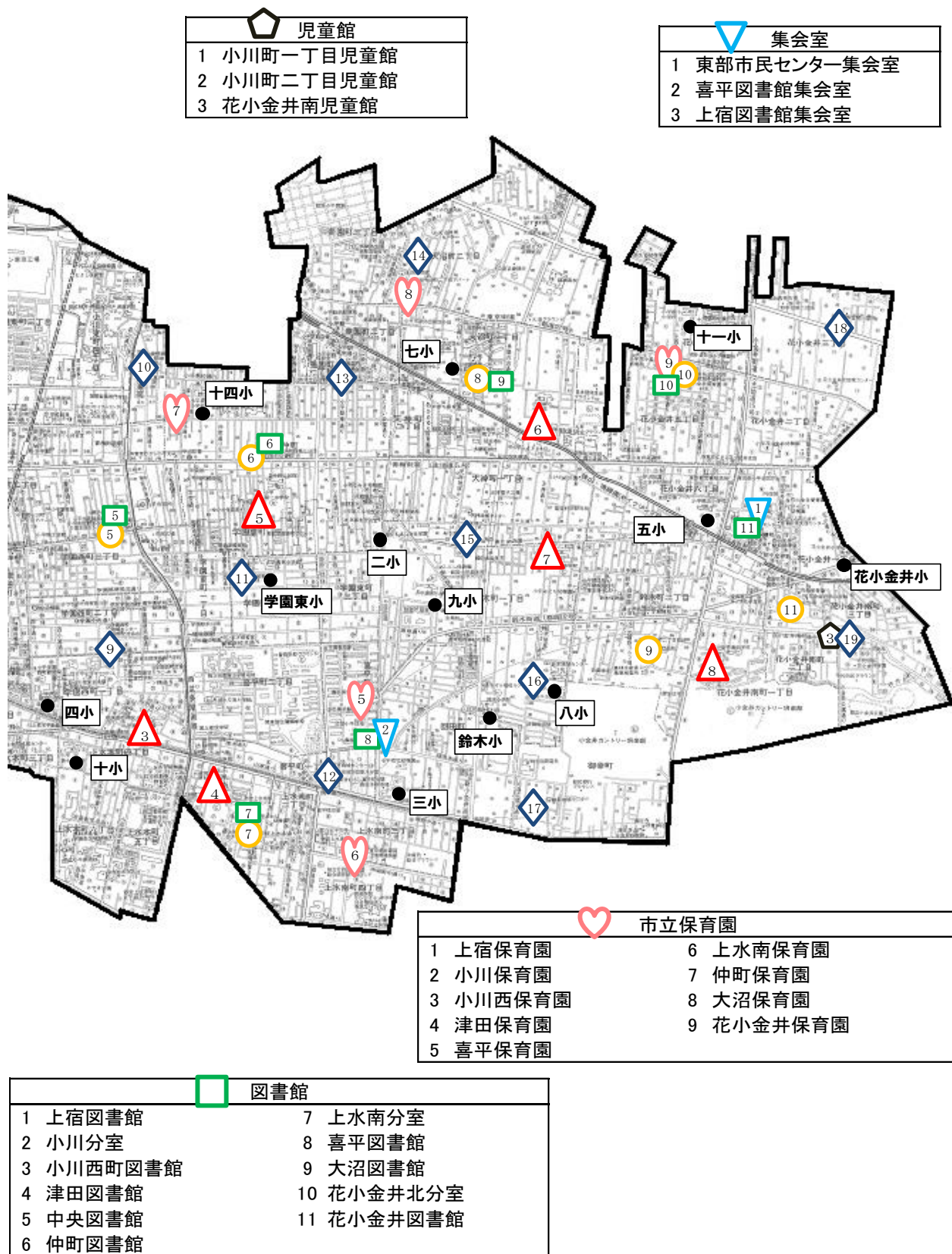
取組項目	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
<ul style="list-style-type: none"> ・地域コミュニティ施設の方向性について考え方の整理・公表 ・地域コミュニティ施設の管理・運営形態・利用ルールの整理 				
取組項目	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
<ul style="list-style-type: none"> ・指定管理者制度活用方針の改定 				

②都営住宅との合築施設

小平市の公共施設は、都営住宅との合築施設があります。これらの施設は小平市のみで更新等の判断ができないため、更新等に当たっては個別に東京都との調整が必要となります。

【図表2-1-9 地域対応施設の配置】





※以下の地域対応施設は掲載していません。
 学童クラブ（学校敷地内に設置されているため）
 自転車駐車場（駅周辺に整備されているため）

2-2 延べ床面積の縮減目標

▶ 第1期後半は床面積が1,000㎡程度増加する見込み。第2期以降は目安として目標値を設定しているが、人口の推移、社会状況、施設の老朽化の実態などを勘案して、計画のローリングに合わせて改めて目標値を設定していく。

2015 (H27) 年度末時点での施設の延べ床面積は31万㎡あり、基本方針における全5期の期間ごとに目標耐用年数を迎える施設数などは、以下のとおりです。

【図表2-2-1 期別の目標耐用年数を迎える施設数等】

第1期 2017-2026 (H29-R8)	第2期 2027-2036 (R9-R18)	第3期 2037-2046 (R19-R28)	第4期 2047-2056 (R29-R38)	第5期 2057-2062 (R39-R44)	合計
16施設 31,477㎡	51施設 128,538㎡	35施設 94,868㎡	30施設 44,462㎡	18施設 13,758㎡	150施設 313,103㎡

※建築物がある施設のみ

基本方針では、2062 (R44) 年度までに施設の延べ床面積を20%以上縮減するとしており、できる限り機能は残しながらも、複合化などにより類似機能を統合することにより、施設の数そのものを減少していくこととしています。人口推計や各施設の目標耐用年数などを踏まえ、以下の条件のもと各期の床面積の縮減目標を設定します。

【図表2-2-2 縮減目標設定に関する条件等】

民営化、譲渡などの場合は、床面積の100%を縮減
複合化する場合、機能をすべて維持したとしても共用部分が縮減されるため、床面積の20%を縮減
小学校は、将来的な少子化傾向を考慮し、5校を縮減
中学校は、将来的な少子化傾向を考慮し、1校を縮減
第3期以降に小学校を更新する場合は、校舎面積の20%を縮減
小学校同士を統合する場合、被統合校舎面積の80%を縮減、被統合体育館面積の100%を縮減 第3期以降の小学校同士の統合は、少子化傾向を考慮し、校舎面積の10%を縮減
学童クラブは、2クラブ以上ある小学校では小学校の更新時期に合わせてクラブ数を縮減 小学校同士の統合に合わせる場合は、床面積の20%を縮減
小学校に複合化（併設）する（仮称）地区交流センターは、用途地域の制限等から600㎡を上限とし、同時に学区内の地域コミュニティ施設を廃止
図書館分室、集会室は、床面積の100%を縮減
保育園は、将来的な少子化傾向を考慮し、4園を縮減
長寿命化により目標耐用年数の延伸を実施

縮減目標設定に関する条件に基づく区分別の縮減目標は、以下のとおりです。供給処理施設は、リサイクルセンターの更新（2018(H30)年度）により、延べ床面積が増加しています。

【図表2-2-3 2062(R44)年度までの区分別縮減目標】

区 分	2016(H28)年 4月1日時点の 床面積	各区分におけ る縮減率	全延べ床面積に おける縮減率
行政系施設	25,576.57㎡	▲23%	▲ 1.9%
供給処理施設	1,948.81㎡	+110%	+ 0.7%
市民文化・社会教育系施設	56,325.86㎡	▲25%	▲ 4.6%
スポーツ・レクリエーション系施設	11,933.77㎡	▲26%	▲ 1.0%
学校教育系施設	190,440.35㎡	▲18%	▲10.9%
子育て支援施設	11,252.36㎡	▲22%	▲ 0.8%
保健・福祉施設	12,806.45㎡	▲41%	▲ 1.7%
その他	2,819.24㎡	▲12%	▲ 0.1%

※施設数、具体的な施設名については、図表1-5-1参照

縮減目標設定に関する条件に基づく各期の縮減目標は、以下のとおりです。

第1期前半については、児童の増加による学校校舎の増築や学童クラブの新築、リサイクルセンターの更新等により床面積が6,406㎡（2015(H27)年度末の床面積に対する割合は2%）増加しました。

第1期後半に目標耐用年数を迎える施設数は少なく、学校給食センターの更新や小川駅西口新公共施設の開設も予定されるため、床面積が1,000㎡程度増加する見込みです。

第2期以降は、それぞれ目安として目標値を設定していますが、人口の推移、社会状況、施設の老朽化の実態などを勘案して、計画のローリングに合わせて改めて目標値を設定していきます。

この目標の達成には、前述の配置の考え方に従い、基本方針で例示した複合化や民営化などの方策を活用しながら、取組を確実に推進する必要があります。

【図表2-2-4 期別縮減目標（第2期以降は目安）】

第1期 2017-2026 (H29-R8)		第2期 2027-2036 (R9-R18)		第3期 2037-2046 (R19-R28)
+ 2 % +7,422㎡		▲ 2 % ▲6,727㎡		▲ 7 % ▲22,935㎡
前半(実績) 2017-2021 (H29-R3)	後半 2022-2026 (R4-R8)	前半 2027-2031 (R9-R13)	後半 2032-2036 (R14-R18)	
+ 2 % +6,406㎡	± 0 % +1,016㎡	▲ 2 % ▲5,072㎡	± 0 % ▲1,655㎡	

第4期 2047-2056 (R29-R38)	第5期 2057-2062 (R39-R44)	合計
▲ 9 % ▲27,710㎡	▲ 4 % ▲13,255㎡	▲ 20 % ▲63,205㎡

※ 「%・㎡」は、2016(H28)年4月1日現在の全施設の延べ床面積313,103㎡に対する縮減率・縮減面積

第3章 第1期後半及び第2期前半における個別施設の検討

3-1 基本的な検討手順

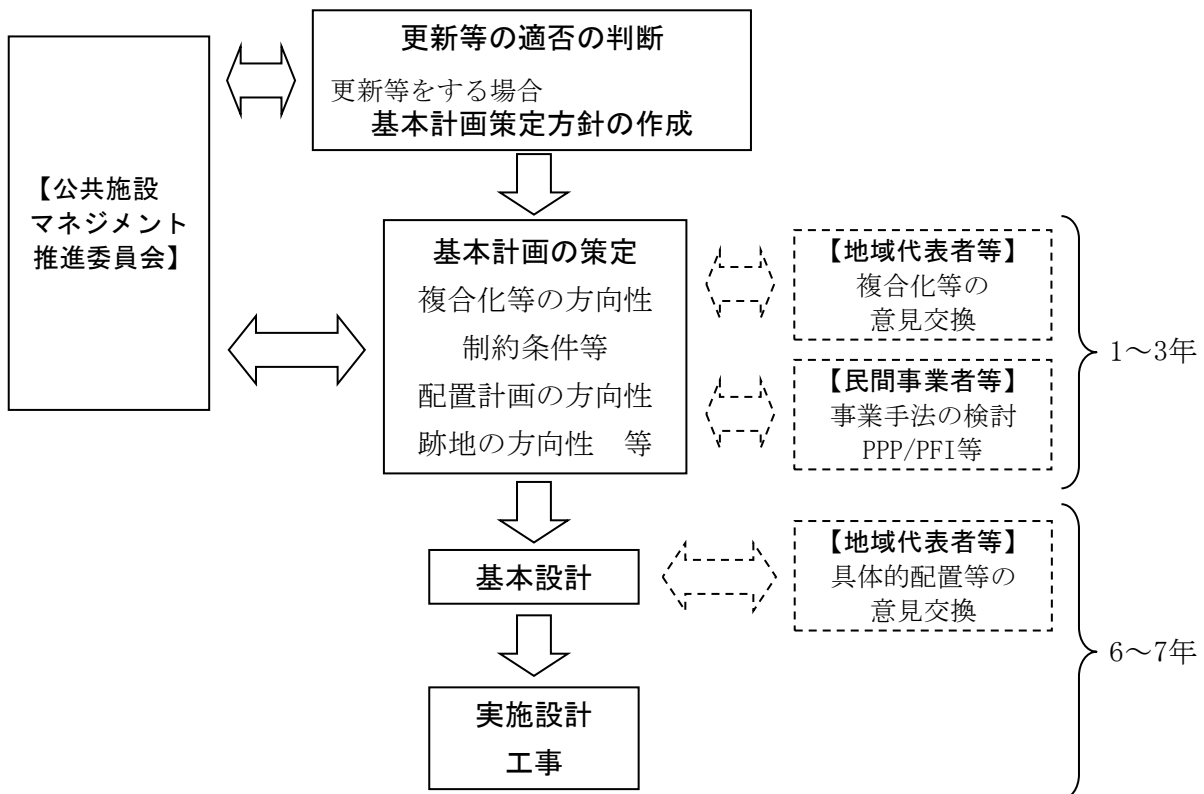
- ▶ 個別施設の更新等をする場合、基本計画策定方針を作成、基本計画を策定する
- ▶ 必要に応じて、民間事業者等との事業手法の検討、地域代表者等による懇談会などとの意見交換を行う

第2章のとおり、公共施設を更新等する場合は、魅力あるサービスの実現を目指しながらも、極力少ない床面積とし、様々な機能を入れ、無駄のない施設を整備する必要があります。

今後、多くの公共施設が目標耐用年数を迎える中、スムーズな検討を進めるために、個別施設の更新等における基本的な検討手順を以下のとおりとします。

なお、広域対応施設や市民の利用が少ない施設などもあるため、施設の特性に応じて最適な検討手順やスケジュールを設定していきます。また、すでに方向性を決定した施設については従前の手順で行う場合があるとともに、突発的な判断が必要な場合等においてはこの手順によらないこともあります。

【図表3-1-1 基本的な検討手順】 ※それぞれの内容については次ページ参照



公共施設マネジメント推進委員会 外部有識者、公募市民により構成し、個別施設の更新等における各段階や本計画の進捗管理について、随時、意見を述べます。

地域代表者等 必要に応じて、学校長や自治会長などの地域の代表者、施設利用者の代表等による懇談会を設置するなど、基本計画の策定などを行う際に、意見交換等を行います。

(1) 更新等の適否の判断及び基本計画策定方針の作成

公共施設マネジメント推進委員会の意見を踏まえながら、該当の施設について、人口や財政、施設の老朽化状況などを踏まえて、更新等を行うのか、長寿命化によりその時点では更新等を行わないのか等を判断します。

学校の更新においては、第2章の小・中学校の配置・統合の考え方や本市における学校の状況を踏まえ、以下の判断要素に基づき、個々の事情を総合的に勘案したうえで判断します。

(a) 校舎等の目標耐用年数及び劣化診断の結果

目標耐用年数が近付いている施設については、更新の必要性が高まっていることを示しています。劣化診断の結果が良好であった場合は、更新せずに長寿命化を図る可能性があります。劣化診断の結果が思わしくない場合は、更新を検討すべき状況といえます。

(b) 更新施設の時期的集中の状況

他の施設と更新時期が集中し、財政負担や実務的対応等の面から更新が困難な場合は、長寿命化により更新時期を先延べ、平準化することを検討します。対応可能な状況であれば、更新を行う方向を検討します。

(c) 将来的な統合の可能性

今後学校の更新等の適否の判断を行うにあたり、将来的な統合の可能性の程度（学校の統合・配置の考え方）が判断に影響します。統合する、又は統合される可能性が低い場合は他校との統合を考慮せずに更新を検討できます。一方、可能性が高い場合は更新の時期を慎重に見極める必要があります。

(d) 児童・生徒数が減少する時期

児童・生徒数が相対的に少なくなっている地域、周辺の児童・生徒の将来人口推計から今後比較的早期に減少が予測される地域については、当該地域の学校の小規模化が見込まれるため、更新を契機に統合の時期が近付いている候補と想定します。

【図表3-1-2 学校の「更新等の適否の判断」要素】

	「更新する」と判断する要素	「更新しない」と判断する要素
校舎等の目標耐用年数及び劣化診断の結果(a)	良好でなかった場合 (長寿命化の実現性が低い)	良好であった場合 (長寿命化の可能性はある)
更新施設の時期的集中の状況(b)	他の施設と更新時期が分散し、財政負担や実務的対応等の面から更新時期を先延べする必要がないと判断した場合	他の施設と更新時期が集中し、財政負担や実務的対応等の面から更新時期を先延べする必要があると判断した場合
将来的な統合の可能性(c)	低い場合 (統合を考慮せずに更新できる)	高い場合 (統合を考慮しつつ更新を検討する必要がある)
児童・生徒数が減少する時期(d)	近付いている場合 (更新を契機に統合する可能性を検討できる)	近付いていない場合 (時期を考慮しつつ更新を検討する必要がある)

※ (a) から (d) までの要素に個々の事情を勘案し総合的に検討して判断します。

更新等を行うとした場合、基本計画策定方針を作成します。基本計画策定方針には、更新等の背景をはじめ、基本計画策定に向けたスケジュール、市民参加に関する事項などを定めます。

なお、必要に応じて、地域代表者などへの説明会等を行うとともに、重要な施設の廃止の場合には「小平市市民参加の推進に関する指針」に基づき、市民意見公募（パブリックコメント）手続を行います。

(2) 基本計画の策定

公共施設マネジメント推進委員会の意見を踏まえながら、基本計画策定方針に基づいて、おおむね以下の項目について定める基本計画を策定します。

事業手法、整備後の運営手法については、「小平市公共施設マネジメント推進計画」に基づく基本計画策定における事業手法検討ガイドライン」に基づき、PPP/PFIの可能性を検討します。

必要に応じて、基本計画の素案を策定した時点で、説明会や市民意見公募（パブリックコメント）手続を行います。

①複合化等の方向性

同分類（類似）機能を持つ施設、近隣の施設の状況、それらの施設の目標耐用年数到来年などを考慮し、新たな施設のコンセプト、機能、延べ床面積、更新等に向けたスケジュール、事業手法などの基本的な方向性を示します。

なお、小学校の更新等の際には、第1期小平市経営方針推進プログラム(2021(R3)年6月)で掲げる「地域コミュニティ施設の方向性」を踏まえ、(仮称)地区交流センターを併設することを示します。

②制約条件等

更新等にあたって、建ぺい率や容積率等の法的な制約条件、更新等にかけることができる費用や将来的な管理運営費用を含めたライフサイクルコスト(LCC)全体の財政的な制約条件、床面積の縮減に向けた制約条件等を示します。

③配置計画の方向性

更新等にあたって、複数の配置案についてメリット、デメリット、想定されるコストや施行期間などを比較検討し、最適な配置計画の方向性を示します。

④整備における配慮視点

整備にあたって特に配慮すべき以下の点について示します。

- (ア) 誰もが利用しやすく心地よいと感じるユニバーサルデザインへの配慮
- (イ) 施設の建設から運用、廃棄に至るまでの一連の過程におけるエネルギー使用量の低減等の環境への配慮
- (ウ) 地域防災計画で求められる防災機能の確保等の防災力向上への配慮

⑤跡地の方向性

複合化等に伴い、跡地が発生する場合には、当該地の活用の方向性を示します。

(3) 地域代表者等との意見交換

必要に応じて、基本計画の検討時に地域代表者等による懇談会を設置するなどの適切な方法により、複合化等の方向性などについて、意見交換を行います。

(4) 基本設計等

基本計画策定後、基本設計等を進めます。必要に応じて、基本設計時に地域代表者等による懇談会などにおいて、具体的配置等の意見交換を行います。

3-2 個別施設の検討

- ▶ 第1期前半の検討結果を記載する
- ▶ 本計画期間内の検討のスケジュール等を記載する

(1) 第1期前半の検討施設

第1期前半に更新等の適否の判断を行った施設は、下表の施設です。

更新等の適否の判断を行った結果、「更新等を行わない」と判断した施設については、原則、新たな目標耐用年数を設定するとともに、基本計画策定開始予定年度（おおむね継続使用年満了の9年前）を記載しています。

【図表3-2-1 第1期前半検討施設】

年度	施設名	更新等の 適否の判断	対応 ※【 】内は新たな目標耐用年数到来年
2017 (H29) 年度	中央公民館	更新等を行う	基本計画策定方針作成済 基本計画策定済(2019(R1)年度)※1
	健康福祉事務センター	更新等を行う	基本計画策定方針作成済 基本計画策定済(2019(R1)年度)※1
	民具庫(第一、第二、第三)	更新等を行わない	必要に応じた修繕を行い、継続して使用
2018 (H30) 年度	小川駅西口公共床、市民広場	—	基本計画策定方針作成済 基本計画策定済(2019(R1)年度)※2
	小平第八小学校 (校舎、体育館)	更新等を行わない	おおむね15年程度継続して使用 【校舎2043(R25)年、体育館2053(R35)年】 2029(R11)年度より基本計画策定開始予定
	小平第十一小学校 (校舎、体育館)	更新等を行う	基本計画策定方針作成済 基本計画策定済(2021(R3)年度)
	平櫛田中彫刻美術館記念館	更新等を行わない	保存
2019 (R1) 年度	喜平保育園	更新等を行わない	必要な修繕を行いながら機能を維持
	小平駅南口有料自転車駐車場	更新等を行う	整備手法の検討
	小平第四中学校 (校舎、体育館)	更新等を行わない	おおむね15年程度継続して使用 【校舎2046(R28)年、体育館2048(R30)年】 2032(R14)年度より基本計画策定開始予定

年度	施設名	更新等の 適否の判断	対応 ※【 】内は新たな目標耐用年数到来年
2020 (R2) 年度	小平第十二小学校 (校舎、体育館)	更新等を行わない	おおむね15年程度継続して使用 【校舎2042(R24)年、体育館2042(R24)年】 2033(R15)年度より基本計画策定開始予定
	小平第十三小学校 (校舎、体育館)	更新等を行う	基本計画策定方針作成済 基本計画策定予定(2023(R5)年度)
	十三小学童クラブ第一	更新等を行う	基本計画策定方針作成済 基本計画策定予定(2023(R5)年度)
	小平第一中学校校舎	更新等を行わない	おおむね20年程度継続して使用 【2047(R29)年】 2038(R20)年度より基本計画策定開始予定
	小平第二中学校 (校舎、体育館)	更新等を行わない	おおむね20年程度継続して使用 【校舎2051(R33)年、体育館2046(R28)年】 2037(R19)年度より基本計画策定開始予定
2021 (R3) 年度	小平第三中学校 (校舎、体育館)	更新等を行わない	おおむね10年程度継続して使用 【校舎2059(R41)年、体育館2049(R31)年】 2040(R22)年度より基本計画策定開始予定

※1 中央公民館・健康福祉事務センター・福社会館等の検討を一体的に行い、「中央公民館・健康福祉事務センター・福社会館の更新等に関する基本計画」を策定

※2 小川駅西口公共床及び1,000㎡の市民広場取得に伴い、西部市民センター・元気村おがわ東等の機能再配置等の検討を一体的に行い、「小川駅西口地区市街地再開発事業公共床等の整備基本計画」を策定

(2) 本計画期間内における更新等の適否の判断等のスケジュール

これまで示してきたとおり、次表の矢印の期間内において、更新等の適否の判断及び更新等をする場合には基本計画策定方針の作成を行います。

また、第3期に目標耐用年数を迎える次の施設についても、第2期の期間中に検討を始める必要があるため、合わせて記載しています。

【図表3-2-2 スケジュール一覧】

期	施設名	目標耐用年数 到来年	2022 (R4)	2023 (R5)	2024 (R6)	2025 (R7)	2026 (R8)	2027 (R9)	2028 (R10)	2029 (R11)	2030 (R12)	2031 (R13)
第2期前半	旧 鈴木保育園	2028 (R10)年	→	→								
	第十四小学校校舎		→									
	第十五小学校校舎		→									
	小川保育園	2029 (R11)年	→	→								
	第五小学校体育館		→	→								
	第九小学校校舎		→									
	第一小学校校舎	2030 (R12)年	→	→								
	第四小学校体育館			→	→							
	第七小学校体育館			→	→							
	第五中学校校舎		→	→								
	第六中学校校舎		→	→								
	萩山公園プール管理棟		→	→								
	元気村おがわ東事務所 ※2	2031 (R13)年		→	→							
	第二小学校校舎			→	→							
	第三小学校体育館				→	→						
	第五中学校体育館 ※1		→	→								
第六中学校体育館 ※1	→		→									
小川防災倉庫					→	→						
第2期後半	第一小学校体育館 ※1	2032 (R14)年	→	→								
	花小金井小学校校舎				→	→						
	小平ふるさと村内施設				→	→						
	第十四小学校体育館 ※1	2033 (R15)年	→									
	第十五小学校体育館 ※1		→									
	第十小学校体育館					→	→					
	第二小学校体育館 ※1			→	→							

第3章 第1期後半及び第2期前半における個別施設の検討

期	施設名	目標耐用年数 到来年	2022 (R4)	2023 (R5)	2024 (R6)	2025 (R7)	2026 (R8)	2027 (R9)	2028 (R10)	2029 (R11)	2030 (R12)	2031 (R13)	
第2期後半	元気村おがわ東 屋内施設 ※2	2034 (R16)年		→									
	第三小学校校舎 ※1				→								
	花小金井小学校 体育館 ※1				→								
	上水中学校校舎	2035 (R17)年					→						
	上宿公民館						→						
	上宿保育園						→						
	鈴木小学校校舎						→						
	鈴木小学校体育館						→						
	第九小学校体育館 ※1		→										
	上水中学校体育館 ※1						→						
	学園東小学校校舎	2036 (R18)年							→				
	第3期前半	上水南公民館	2037 (R19)年								→		
学園東小学校体育館 ※1									→				
花小金井南中学校校舎										→			
上水南保育園										→			
鈴木遺跡資料館										→			
上宿小学校校舎		2039 (R21)年									→		
上宿小学校体育館											→		
喜平図書館		2040 (R22)年									→		
花小金井南公民館											→		
七小学童クラブ第二・ 第三 ※1				→									
上宿図書館		2041 (R23)年									→		
第四小学校校舎 ※1				→									
小川西町防災倉庫											→		

※1 小学校、中学校における校舎、体育館及び別棟の学童クラブの目標耐用年数が近い(概ね10年程度)場合は、同時に判断することとします。

※2 元気村おがわ東事務所及び元気村おがわ東屋内施設については、旧小川東小学校の校舎及び体育館という経緯を踏まえ、同時に判断することとします。

第4章 公共施設マネジメント推進に関する方策

4-1 実施方策

▶安全・安心な施設を保つとともに、財政負担を軽減するための方策等の検討を行う

公共施設マネジメントの推進においては、施設の更新等だけではなく、日々の維持管理や保全も重要となります。

安全・安心な施設を保つとともに、財政負担を軽減する方策を見出すために、以下の項目について検討を行います。

(1) 保全に関する方策

①劣化診断の実施

第2期、第3期には目標耐用年数を迎える施設が多くあるため、更新等の時期や財政負担の平準化が必要です。そのためには、実際の耐用年数到来時期を明確化し、更新等の前倒しや後ろ倒しを図る必要があります。施設の老朽化の実態を把握するための劣化診断を実施します。

なお、劣化診断の結果等に基づき、目標耐用年数を変更した場合には、計画のローリングに合わせて修正していきます。

	2022 (R4)	2023 (R5)	2024 (R6)	2025 (R7)	2026 (R8)	担当課
劣化診断						公共施設マネジメント課・施設所管課

②適切な保全業務の実施

現在は、「施設の適正な計画修繕のあり方」(2010(H22)年3月)に沿って優先順位を付けて施設の保全を行っていますが、必要な改修がすべて実施されている状況ではありません。

財政状況を踏まえながら、安全・安心な施設を確保するために、効率的で効果的な保全手法について研究を行い、引き続き適切な保全を実施します。


	2022 (R4)	2023 (R5)	2024 (R6)	2025 (R7)	2026 (R8)	担当課
適切な保全業務						公共施設マネジメント課・施設整備課・施設所管課

(2) 組織に関する方策

①全庁的なノウハウの蓄積とモチベーションの向上

公共施設マネジメントは中心的な部署のみでは推進できず、全庁的に取り組む姿勢が必要となります。研修等を通じて、職員一人一人のコスト意識や課題・危機感の共有を図る必要があります。


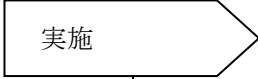
そのうえで、推進の中で得られたノウハウを共有する方策を検討し、その成果を見える化するすることで、モチベーションの向上を図ります。

	2022 (R4)	2023 (R5)	2024 (R6)	2025 (R7)	2026 (R8)	担当課
全庁的な推進						公共施設マネジメント課・全課

(3) 歳入確保に関する方策

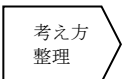
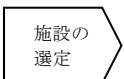
①自動販売機設置の有料化

市有財産の有効活用を図り、歳入確保を目的とし、新たな公共施設に自動販売機を設置する際には、入札による公募を検討します。

	2022 (R4)	2023 (R5)	2024 (R6)	2025 (R7)	2026 (R8)	担当課
自動販売機設置の有料化						公共施設マネジメント課・施設所管課

②駐車場の利用者負担の適正化

公共施設の駐車場について、利用者の適正化、利用者負担の適正化、資産としての有効活用などの観点から、有料化に関する検討を進めます。

	2022 (R4)	2023 (R5)	2024 (R6)	2025 (R7)	2026 (R8)	担当課
駐車場の利用者負担の検討・実施						行政経営課・公共施設マネジメント課・施設所管課

第5章 財政見通し

5-1 財政見通し

- ▶ 第2期以降の更新等に向けて、公共施設整備基金などの積み増しが重要
- ▶ 延べ床面積を20%縮減しても、過去5年間における投資的経費の平均額では更新等にかかる費用すべてを賄うことができない
- ▶ 管理運営費用を縮減し、その分を投資的経費に充当することも必要
- ▶ 管理運営費用の縮減は必須であり、早期の実現が必要

(1) 財政見通しの条件

公共施設の更新、管理運営には、多額の予算が伴います。第2章の条件で2062(R44)年度までに延べ床面積を20%以上縮減することを前提とした上で、以下の財政に関する一定の仮定をもとに、今後の財政見通しを試算しました。

【図表5-1-1 財政見通しに関する仮定等】

更新費用は、更新面積(m ²)×単価 単価は、「地方公共団体の財政分析等に関する調査研究会報告書(財団法人自治総合センター、2011(H23)年3月)」の単価を参考に、2021(R3)年度までの建設費の上昇率を乗じて算出			
施設分類		単価	
下水道管理センター(ふれあい下水道館)		92万円	
行政系施設(消防施設を除く)、供給処理施設、市民文化・社会教育系施設、保健・福祉施設		61万円	
消防施設		57万円	
スポーツ・レクリエーション施設		55万円	
学校教育系施設、子育て支援施設等		50万円	
倉庫等		43万円	
年度ごとの更新費用			
更新年度	更新費用総額の50%		
更新年度-1年度	更新費用総額の42%		
更新年度-2年度	更新費用総額の8%		
更新にあたっての補助金、地方債			
施設分類		補助金割合	起債割合
庁舎等		0%	75%
消防施設、公民館		0%	75%
供給処理施設		5%	90%
地域センター、文化施設、博物館等		5%	70%
図書館、保育施設、幼児・児童施設、保健・福祉施設		0%	80%
スポーツ施設		5%	75%
学校教育系施設		10%	80%
【最適化債】更新面積が減少する施設		5%	85%
大規模改修は、毎年定額で5億円とし、すべて一般財源			
管理運営費用は、すべて一般財源とし、それぞれの施設ごとに2012(H24)年度から2016(H28)年度までの平均額を使用、更新時の延べ床面積の縮減割合に応じて縮減			

(2) 投資的経費と財源の見通し

①第1期後半から第5期までの見通し

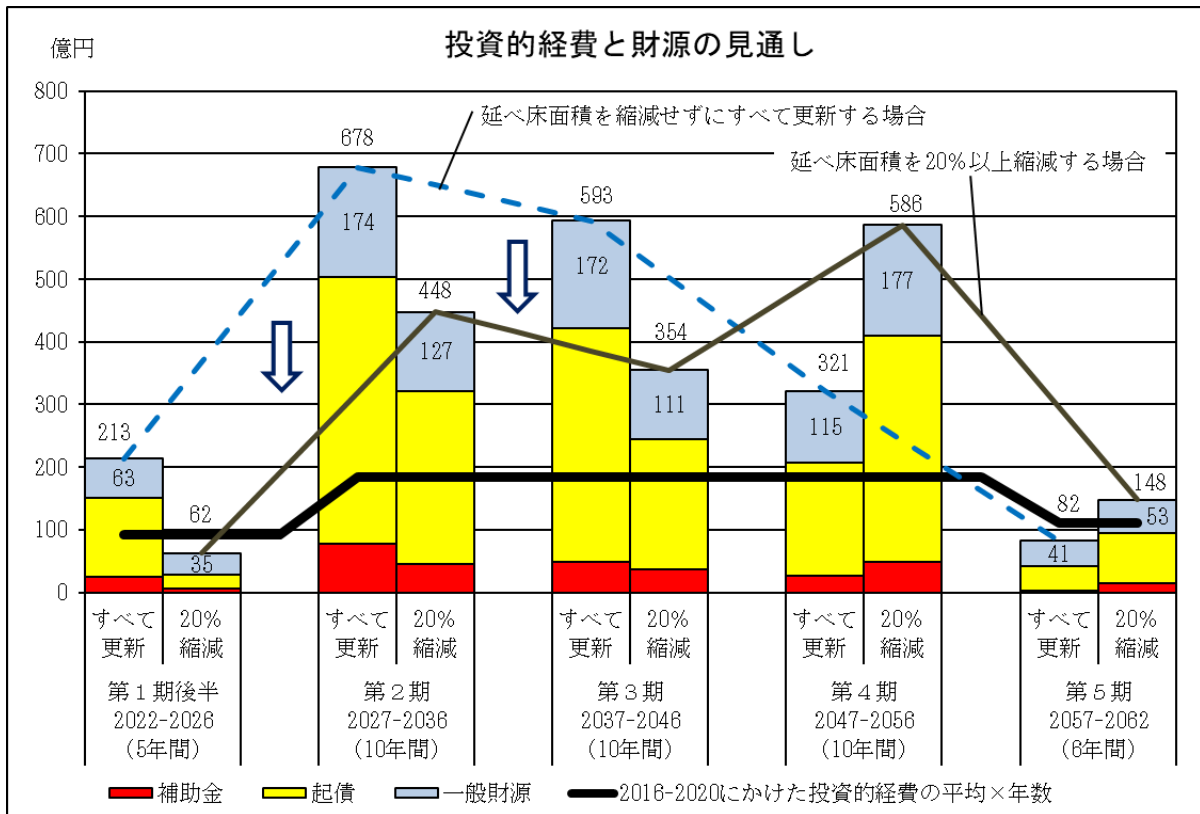
投資的経費は、延べ床面積を縮減せずにすべてを更新する場合、第1期後半から第5期までの総額で1,887億円の費用が必要と想定され、中でも第2期には678億円（年平均68億円）が必要となります。2062(R44)年度までに延べ床面積を20%以上縮減する場合は、第1期後半から第5期までの総額は1,600億円程度となり、平準化を図ることによってピークの第4期は586億円（年平均58億円）となります。

2016(H28)年度から2020(R2)年度までの5年間における投資的経費の年平均は18億円で、延べ床面積を20%縮減しても更新等にかかる費用すべてを賄うことはできません。劣化診断などにより、実際の目標耐用年数を明確化し、さらなる費用の縮減と平準化の検討が必要となります。

一般財源では、第1期後半から第5期までの総額で503億円が必要で、第1期後半では35億円が必要と見込まれます。

なお、第1期後半及び第5期は、期間が短いため、少額となります（以降も同様）。

【図表5-1-2 第1期後半から第5期までにおける投資的経費と財源の見通し】

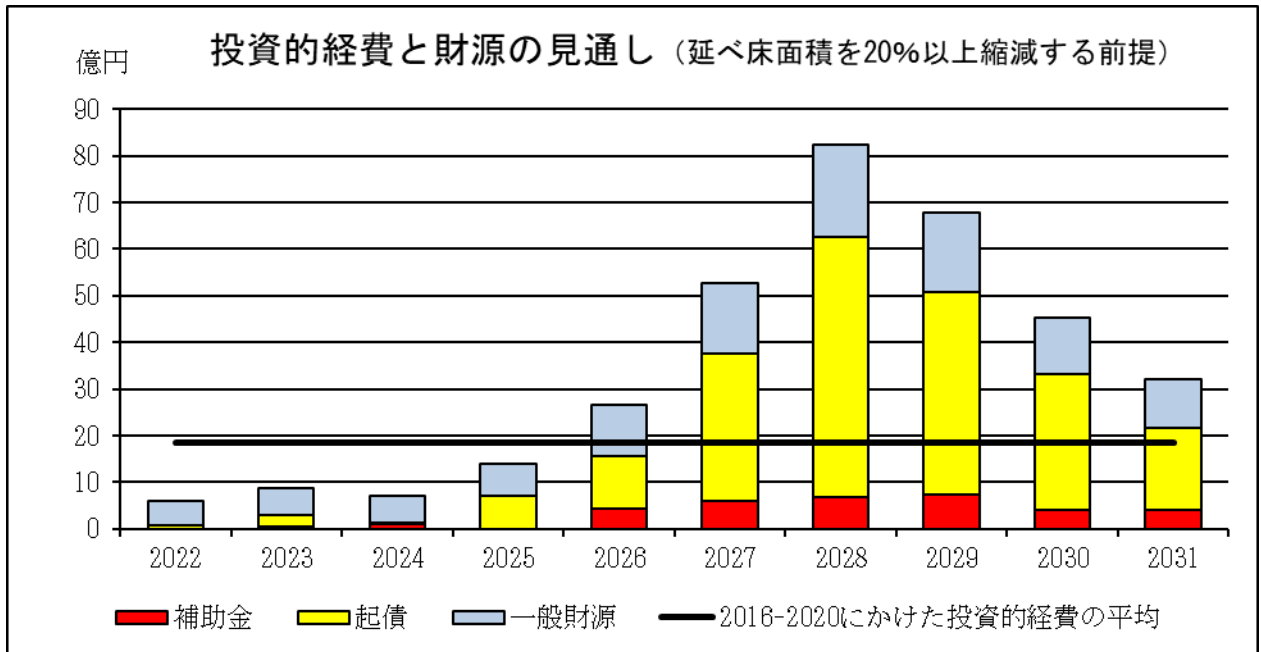


②第1期後半及び第2期前半の見通し

2062(R44)年度までに延べ床面積を20%以上縮減する前提であっても、第1期後半及び第2期前半は、小学校等の更新等もあり、全体的に2016(H28)年度から2020(R2)年度までの5年間における投資的経費平均を大きく上回る見通しです。それぞれの事業内容を精査し、過剰な施設整備とならないように注意が必要です。

また、第2期後半以降に向けた公共施設整備基金の積み増しなどが必要となります。

【図表5-1-3 第1期後半及び第2期前半における投資的経費と財源の見通し】

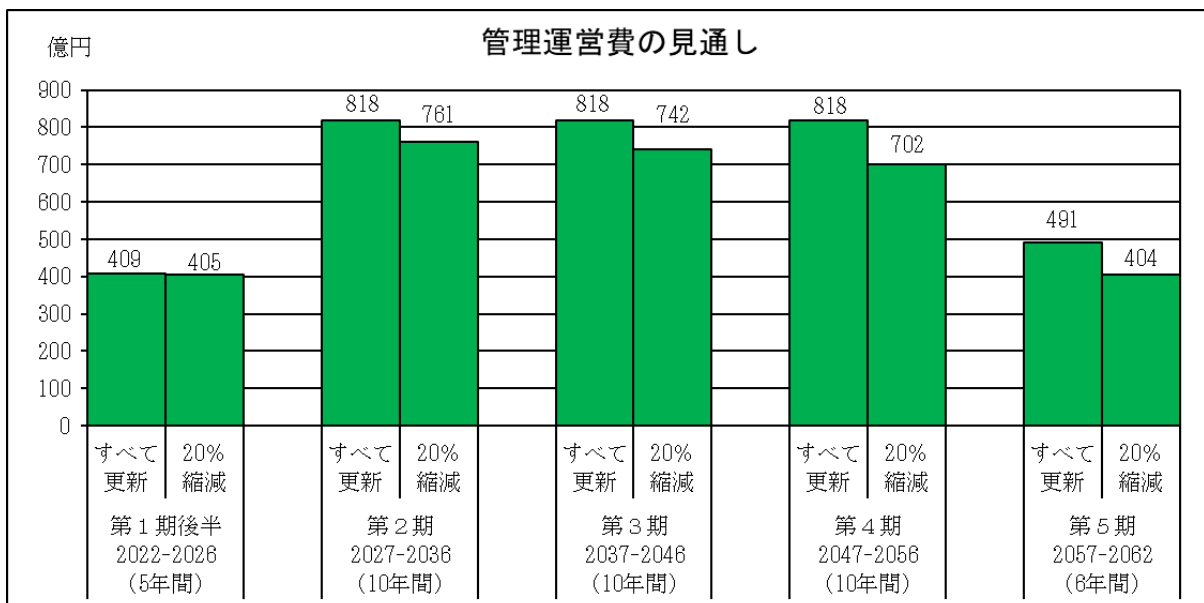


(3) 管理運営費の見通し

① 第1期後半から第5期までの見通し

2062(R44)年度までに延べ床面積を20%以上縮減する場合は、管理運営費も順次減少し、20%以上縮減される想定ですが、もっとも少ない第5期においても年平均で67億円以上の管理運営費がかかる見込みとなります。

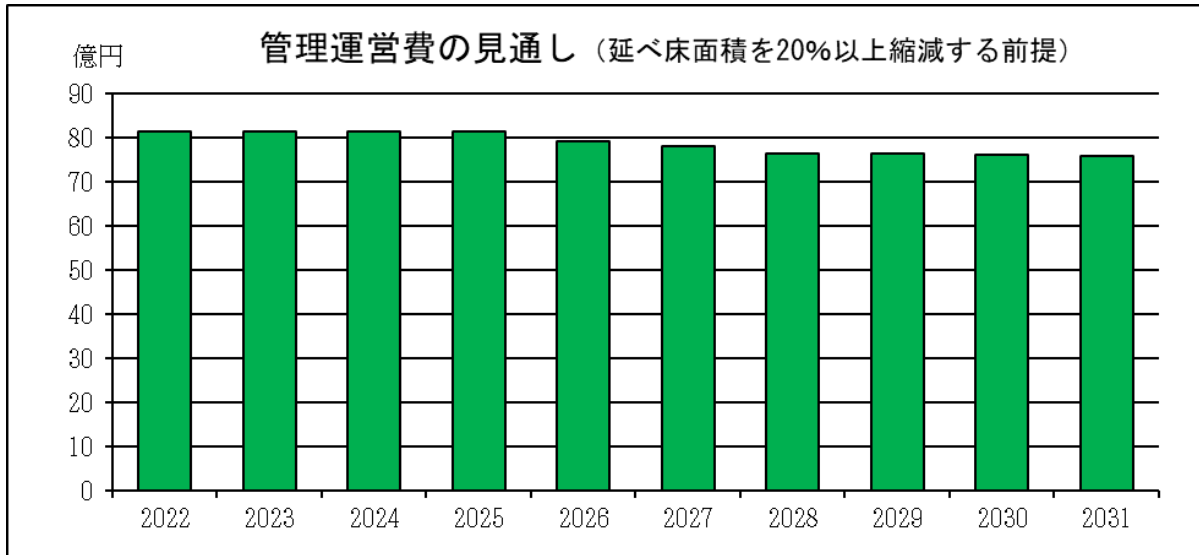
【図表5-1-4 第1期後半から第5期までにおける管理運営費の見通し】



②第1期後半及び第2期前半の見通し

2062(R44)年度までに延べ床面積を20%以上縮減する前提では、第1期後半及び第2期前半は、延べ床面積がほぼ縮減しないため、管理運営費は80億円程度で推移することを見込んでいます。管理運営費にかかる費用は多額であり、より一層の効果的、効率的な手法について検討が必要です。

【図表5-1-5 第1期後半及び第2期前半における管理運営費の見通し】



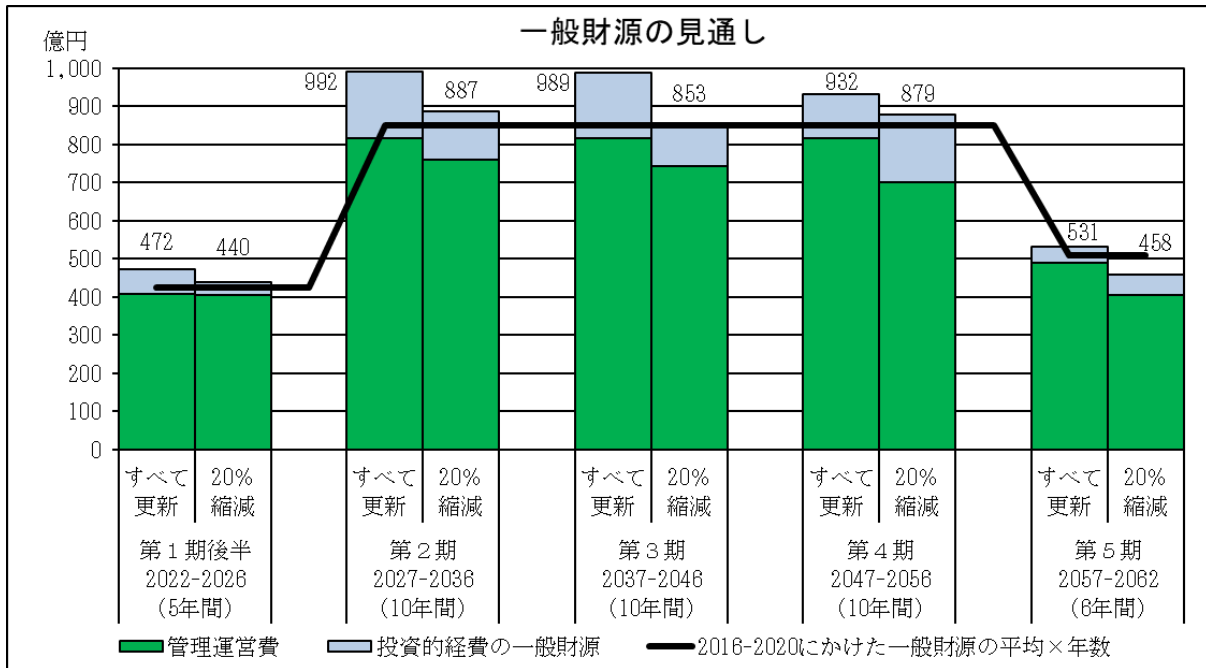
(4) 一般財源の見通し

①第1期後半から第5期までの見通し

一般財源ベース（投資的経費のうちの一般財源、管理運営費（すべてが一般財源と仮定）を合算）では、毎年度経常的にかかっている管理運営費用は、更新等に係る費用よりも多くかかることが分かります。

2016(H28)年度から2020(R2)年度までの5年間における一般財源ベースの平均は85億円で、延べ床面積を縮減せずにすべてを更新する場合は、全期間において一般財源分の金額を捻出することができません。2062(R44)年度までに延べ床面積を20%以上縮減する場合でも時期によっては一般財源分の金額を捻出することができません。今後は、管理運営費用のさらなる縮減は必須であり、早期の実現が必要です。

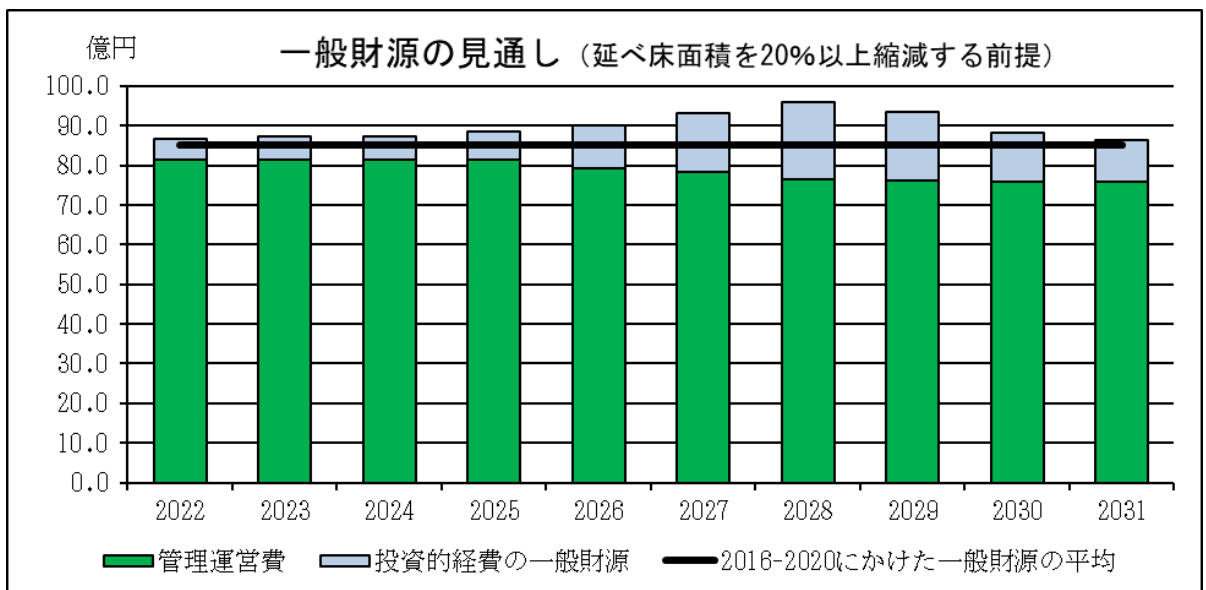
【図表5-1-6 第1期後半から第5期までにおける一般財源の見通し】



②第1期後半及び第2期前半の見通し

2062(R44)年度までに延べ床面積を20%以上縮減する前提では、一般財源は、管理運営費がほぼ低減しないため、2016(H28)年度から2020(R2)年度までの5年間における一般財源ベースの平均では、一般財源分の金額を捻出することができません。その補てんは、公共施設整備基金やほかの財源が必要であり、仮に公共施設整備基金で補てんとした場合には、数年で基金残高はゼロとなります。より一層の費用縮減方策や財源確保の検討が必要です。

【図表5-1-7 第1期後半及び第2期前半における一般財源の見通し】



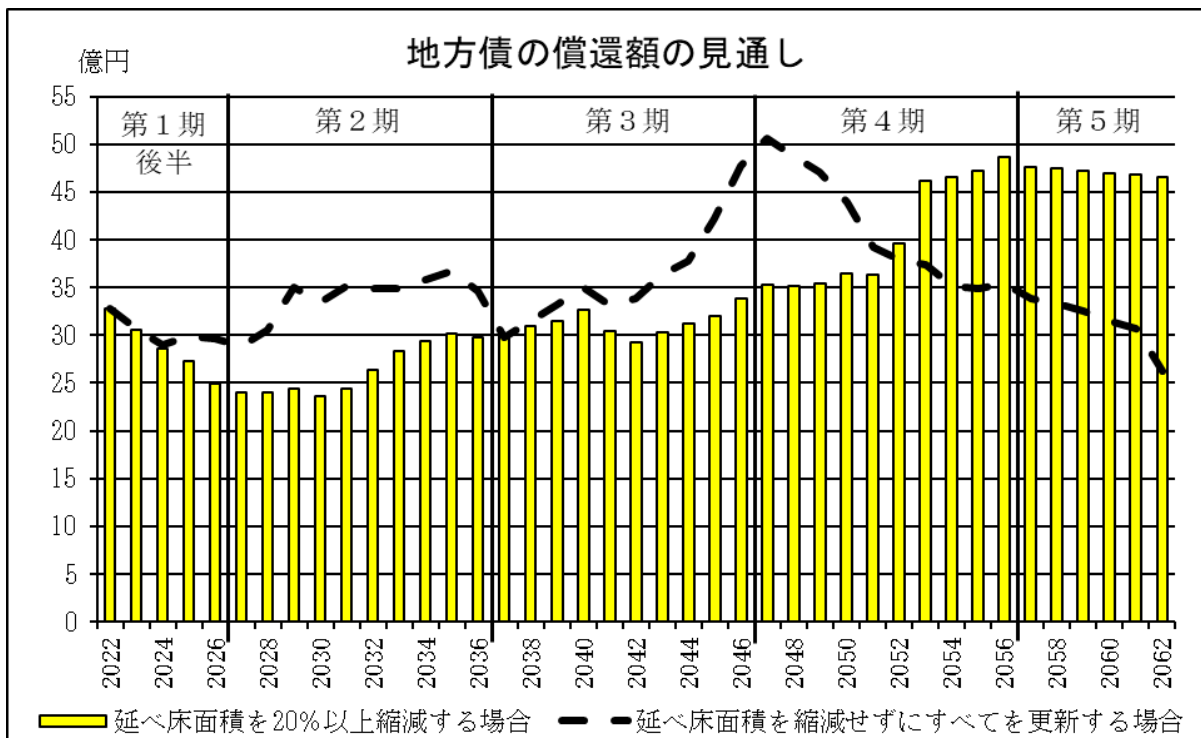
(5) 一般会計における地方債に関する見通し

地方債は、公共施設以外にも道路などのインフラ施設や臨時財政対策債により起債をしています。これらの公共施設以外の起債を一定と仮定した場合の今後の地方債に関する見通しは、以下のとおりです。

毎年の返済である地方債の償還額は、過去に借り入れた地方債の償還が終了していくことで、第1期後半は現在の水準よりもさらに減少する見込みとなります。

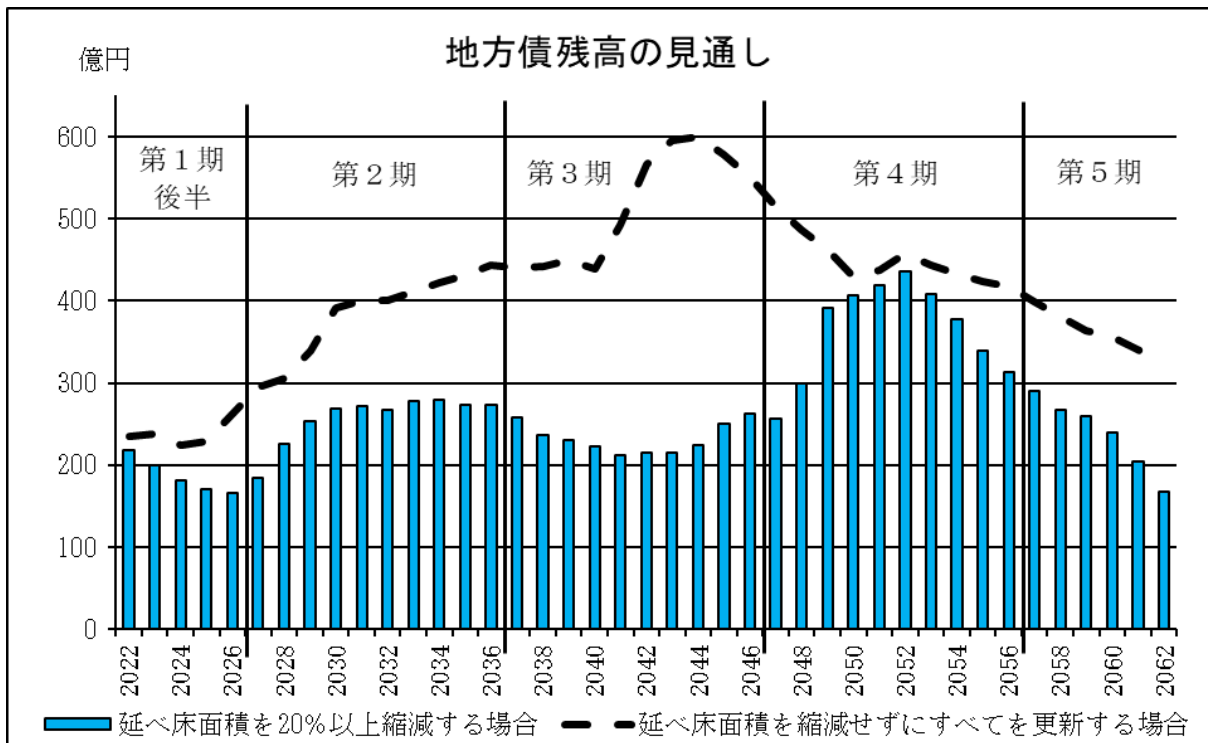
しかし、延べ床面積を縮減せずすべてを更新する場合は、第3期の後半から第4期にかけて現在の水準を大きく上回る50億円程度になります。一方、2062(R44)年度までに延べ床面積を20%以上縮減する場合は、今後の公共施設の更新などにおける起債により、45億円程度の償還額となることを見込まれます。

【図表5-1-8 第1期後半から第5期までにおける地方債の償還額の見通し】



また、地方債残高については、第1期後半では過去に借り入れた地方債の償還が終了していくことで減少傾向にあります。第2期以降は公共施設の更新にかかる起債により残高が増加します。延べ床面積を縮減せずにすべてを更新する場合は、第3期には600億円程度まで残高が膨れ上がることとなります。一方、2062(R44)年度までに延べ床面積を20%以上縮減する場合は、第4期には440億円程度となる見込みです。

【図表5-1-9 第1期後半から第5期までにおける地方債残高の見通し】



(6) 財政上の方策

以上のことから、今後は財政的な体力をつけることが重要であり、従来から行ってきた地方債残高の抑制は有効な施策です。公共施設の更新等は第2期以降に多くあるため、公共施設整備基金の積み増しが重要となるとともに、第3期に目標耐用年数を迎える市庁舎などについては、更新に大きな費用を要するため、新たな基金の創設も視野に入れ、計画的な積み立てが必要となります。

また、2016(H28)年度から2020(R2)年度までの5年間における投資的経費の水準では、延べ床面積を20%縮減しても更新等にかかる費用すべてを賄うことはできません。今後、公共施設を更新する際には、予算の上限額を決め、その範囲内で更新等を実施しなければ、その後の施設の更新等ができないことも想定されます。

さらに、毎年度経常的にかかっている管理運営費用は、更新等に係る費用よりも多くかかっています。そこで、投資的経費の財源を補うために、管理運営費用を縮減することで財源を捻出し、その分を投資的経費に充てていくことも必要となります。

第1期後半では、延べ床面積は1,000㎡程度増となる見込みであり、延べ床面積を大きく縮減することは困難です。そのため、財政的には厳しく、起債や公共施設整備基金の繰り入れ等に頼ることが想定されます。管理運営費用の早期の縮減は必須であり、いかに管理運営費用を低く抑えることができるかがポイントとなります。

複合化等に伴い跡地が発生する場合には、売却や貸付等、歳入の確保に向けた積極的な方策を検討していくことも必要となります。

第4章の方策を実施するとともに、第1期小平市経営方針推進プログラム(2021(R3)年6月)とも連携した財政上の方策を実施し、将来世代にできるだけ負担を残さない公共施設マネジメントの取組を進めていきます。

第6章 着実な推進に向けて

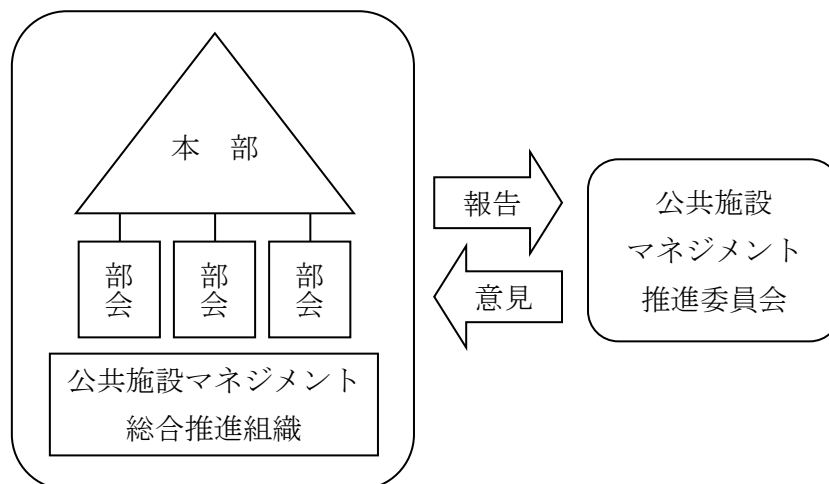
6-1 推進体制

- ▶ トップマネジメントを起点に、公共施設マネジメント推進本部、各部会及び公共施設マネジメント推進委員会により推進する

本計画は、市政運営の最重要課題の一つとして多くの部課に関係する全庁的な課題であるため、トップマネジメントを推進の起点とし、庁内に設置している小平市公共施設マネジメント推進本部及びその下位に位置づける各部会により推進します。

また、外部有識者、公募市民による公共施設マネジメント推進委員会を設置し、個別施設の更新等における各段階や本計画の進捗管理について、随時、意見を求めます。

【図表6-1-1 推進体制のイメージ】



6-2 本計画の進行管理

- ▶ PDCAサイクルにより進捗状況を管理する
- ▶ 実施状況及び評価を広く市民に周知する

本計画を効果的かつ実効性のあるものとするために、計画・実行・評価・改善のPDCAサイクルにより進捗状況を管理していきます。

毎年度、本計画の実施状況及び評価について取りまとめ、その結果についてホームページなどで公表し、広く市民に周知します。